

ソニー株式会社 第102回定時株主総会

The 102nd Ordinary General Meeting of Shareholders

招集ご通知

目次

- 01 第102回定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類
- 09 第1号議案 取締役13名選任の件
- 25 第2号議案 ストック・オプション付与を
目的として新株予約権を発行する件
- 31 事業報告
 - 31 1. ソニーグループの現況
 - 55 2. 株式の状況
 - 57 3. 新株予約権等の状況
 - 61 4. 会社役員の状況
 - 80 5. 会計監査人の状況
- 81 連結計算書類
- 87 計算書類
- 91 監査報告
- 97 株主総会会場ご案内図



インターネット開示情報

<https://www.sony.co.jp/IR/>

- ① 事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制」
- ② 事業報告の「7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑤ 計算書類の個別注記表

招集ご通知を簡単・便利に



スマートフォン・タブレット端末から快適にご覧いただき、議決権行使やアンケートのウェブサイトにもリンクしています。

▶ 詳細は7頁をご参照ください。
<https://s.srdb.jp/sony/>

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第102回定時株主総会を左記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)は、「人に近づく」をテーマに据えた2020年度までの3年にわたる中期経営計画の初年度にあたりますが、経営数値目標として掲げた、営業キャッシュフロー3年間累計額2兆円以上の創出、及び連結株主資本利益率(ROE)10%以上の継続に向けた様々な施策を着実に実行した結果、連結売上高・利益ともに前年度を上回る結果となりました。

なお、2018年度の期末配当金につきましては、前年度の期末配当金15円に対し、5円増配の1株につき20円とさせていただきます。2018年12月に1株につき15円の間配当金をお支払いしておりますので、年間配当金は35円(前年度は1株につき27円50銭)となります。

今後につきましては、より「人に近づく」ことで感動を生み出し、新しい価値創造と高い収益を創出できる企業となるよう、経営陣・社員ともに緊張感を保ちながら、引き続き全力で経営に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2019年5月28日

ソニー株式会社

取締役 兼 代表執行役

吉田 憲一郎



第102回定時株主総会招集ご通知

日 時 2019年6月18日(火曜日)午前10時

場 所 東京都港区高輪 3 丁目13番 1 号
グランドプリンスホテル新高輪
「国際館パミール」

▶ 97頁の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

SONY

ソニー株式会社
第101回定時株主総会
The 101st Ordinary General Meeting of Shareholders

目的事項

報告事項

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 取締役13名選任の件

第2号議案 ストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行する件

株主総会当日の式次第

午前10時 開 会

質疑応答

報告事項の報告

議案の採決

決議事項の内容説明

閉 会

当日ご出席の株主の皆様へのお願い

- 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、お客様、ご同伴の方など、当社の株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- 車椅子を利用される方、又は情報保障を希望される方は、準備の都合上、2019年6月11日(火曜日)までに97頁の「株主総会に関するお問い合わせ先」までご連絡ください。
- 例年開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場ください。
- 資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。
- 会場内では照明・空調設定温度の調整などの節電対策を実施する予定ですので、あらかじめご了承くださいとともに、軽装にてお越しください。

当日ご出席願えない場合

同封の議決権行使書の郵送又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2019年6月17日(月曜日)午後5時30分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

▶ 議決権行使の方法につきましては、3頁の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

インターネット開示・修正に関する事項

- (1) 株主総会参考書類ならびに招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、9頁から96頁までに記載のとおりです。
ただし、目次に記載の「インターネット開示情報」につきましては、法令及び定款第14条の規定にもとづき、**当社ウェブサイト(<https://www.sony.co.jp/IR/>)**に掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- (2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当日ご出席いただけない株主の皆様は、**郵送又はインターネット**による議決権行使を通じて株主総会にご参加ください。

[illegible]

*切手は不要です。

なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

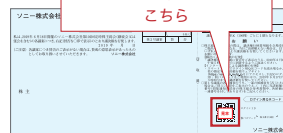
インターネットによる議決権行使は、**2019年6月17日(月曜日)**
午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行役してください
ますようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら 6 頁のヘルプデスクへお問い合わせください。

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「**ログイン用QRコード**」を読み取ることで、議決権行使ウェブサイトへログインいただけます。

- * 上記方法での議決権行使は 1 回に限ります。
- * 2 回目以降のログインの際は次頁に記載の 2. 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力する方法をご利用ください。

「ログイン用QRコード」は
こちら



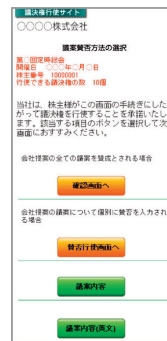
1 ログイン用QRコードを読み取る

2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

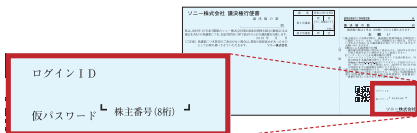
3 画面の案内にしたがって 各議案の賛否を選択

* ORコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



2. 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力する方法

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイトの「ログインID」及び「仮パスワード」は、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。

パソコンの場合

1 「次の画面へ」をクリック

2 「ログインID」及び
「仮パスワード」を入力
3 「ログイン」をクリック

スマートフォンの場合

1 「株主総会に関する
お手続き」をタッチ

2 「ログインID」及び
「仮パスワード」を入力
3 「ログイン」をタッチ

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

⚠ インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんの防止について

ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

郵送とインターネットの両方で議決権を行使された場合

インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットで複数回にわたり議決権を行使された場合

最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

*パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

パソコン又はスマートフォンから議決権を行使される場合のご注意

インターネット接続にファイアーウォールなどを使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーを利用されている場合など、株主様のインターネットの利用環境によっては、ご利用できない場合もあります。

議決権行使ウェブサイトに関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

 **0120-173-027** (通話料無料)

(受付時間: 午前9時～午後9時)

*ウェブサイトの保守・点検のための取扱休止時間: 午前2時～午前5時

「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知の掲載内容をスマートフォン・タブレット端末から快適にご覧いただくための「ネットで招集」をご用意いたしました。



<https://s.srdb.jp/sony/>

第102回定時株主総会招集ご通知
ソニー株式会社
証券コード：6758

アンケート 議決権行使 株主優待券

第102回定時株主総会招集ご通知

開催概要 議案 事業報告

株主の皆様へ

縦横にスクロール

当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

続きを読む

投資家情報

CSR・環境・社会貢献

ソニーストア

2019年の株主様特典についてご案内いたします。

開催概要・議案・事業報告・ガバナンスの内容をご覧ください。

ソニーの様々なウェブサイトへアクセスいただけます。



議決権行使ウェブサイトへ直接アクセスいただけます。

「議決権行使」ボタンを押すと、以下の画面において「読取」か「移動」ボタンが選択いただけます。

「QRコード」をご利用の方は、「読取」を選択ください。議決権行使サイトをご利用の方は「移動」を選択ください。外部サイトにアクセスします。

読取

移動

- 「読取」ボタンを押すと自動でお持ちのカメラが起動しますので、議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りください。
- 「移動」ボタンを押した場合、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

インターネットによるご意見・ご質問の受付

当社経営陣へのご意見・ご質問をお聞かせください。株主総会での事業報告の参考とさせていただきます。

個人株主向けアンケート

「株主ひろば」にアクセスしていただき、ありがとうございます。アンケートにご回答いただくには、必ずアンケート画面へ移動し、「アンケート画面へ進む」ボタンを押して次の画面に進みます。

アンケート画面へ進む

受付期限

2019年6月11日(火曜日)

「ネットで招集」を経由せず直接アクセスする場合

▶ <https://kabuhiro.jp/> 株主ひろば 検索

*お名前・ご住所などの個人情報は記入されないよう願っています。
*ご意見・ご質問の受付は、(株)アイ・アール ジャパンが運営するウェブアンケートシステムを利用しています。

第1号議案

取締役13名選任の件

取締役全員12名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定にもとづき新たに取締役13名をご選任願いたいと存じます。

取締役候補者は、12頁から24頁までに記載のとおりです。

取締役会の構成に関する方針

当社は、取締役会による経営に対する実効性の高い監督を実現するために、取締役会の相当割合を、法令及び取締役会規定に定める資格要件を満たす社外取締役が構成するよう指名委員会において取締役会の構成に関する検討を重ねています。そのうえで、指名委員会において、各人のこれまでの経験、実績、各領域での専門性といった個人の資質や取締役として確保できる時間の有無、当社からの独立性に加え、取締役会におけるジェンダーや国際性を含む多様性の確保、取締役会の適正規模、取締役会に必要な知識・経験・能力などを総合的に判断し、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営を推進するという目的に照らして適任と考えられる候補者を選定しています。取締役の員数は、当社取締役会規定において10名以上20名以下としており、2005年以降、取締役会の過半数は社外取締役により構成されています。

取締役の資格要件

当社は、会社法に定めるもののほか、右記の事項を取締役の資格要件として取締役会規定に定めており、取締役候補者全員は、これらの要件を満たしています。

なお、取締役候補者13名のうち10名が社外取締役候補者となりますが、いずれの社外取締役候補者も、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、全員につき独立役員となる旨届け出ています。

取締役共通の資格要件

- ソニーグループの重要な事業領域においてソニーグループと競合関係にある会社（以下「競合会社」）の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと、また競合会社の3%以上の株式を保有していないこと。
- 取締役候補に指名される前の過去3年間、ソニーグループの会計監査人の代表社員、社員であったことがないこと。
- そのほか、取締役としての職務を遂行するうえで、重大な利益相反を生じさせるような事項がないこと。

執行役を兼務する取締役の資格要件

- 執行役として、ソニーグループの経営全体を統括すること、又はソニーグループの経営において重要かつ広範な本社機能を所管すること。

社外取締役の追加資格要件

- 取締役もしくは委員として受領する報酬・年金又は選任前に提供を完了したサービスに関して選任後に支払われる報酬以外に、過去3年間のいずれかの連続する12ヵ月間において12万米ドルに相当する金額を超える報酬をソニーグループより直接に受領していないこと。
- ソニーグループとの取引額が、過去3年間の各事業年度において、当該会社の当該事業年度における年間連結売上額の2%又は100万米ドルに相当する金額のいずれか大きいほうの金額を超える会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人でないこと。

なお、再選のための社外取締役の指名委員会による指名は5回を上限とし、それ以降の指名は指名委員会の決議に加えて取締役全員の同意が必要です。さらに、取締役全員の同意がある場合であっても、社外取締役の再選回数は8回までを限度としています。

取締役候補者一覧

候補者 番号	氏 名	取締役の担当 (注1)	取締役会への 出席状況
1	吉 田 憲一郎 再任	■ 指名委員	100% (9回／9回)
2	十 時 裕 樹 新任	—	—
3	隅 修 三 再任 社外 独立	■ 取締役会副議長 ■ 指名委員	100% (9回／9回)
4	Tim Schaaff (ティム・シャーフ) 再任	■ 情報セキュリティ 担当	100% (9回／9回)
5	松 永 和 夫 再任 社外 独立	■ 監査委員会議長	100% (9回／9回)
6	宮 田 孝 一 再任 社外 独立	■ 指名委員	100% (9回／9回)
7	John V. Roos (ジョン・ルース) 再任 社外 独立	■ 指名委員 ■ 報酬委員	100% (9回／9回)
8	桜 井 恵理子 再任 社外 独立	■ 報酬委員	100% (9回／9回)
9	皆 川 邦 仁 再任 社外 独立	■ 監査委員	100% (9回／9回)
10	岡 俊 子 再任 社外 独立	■ 監査委員	100% (7回／7回) ^(注2)
11	秋 山 咲 恵 新任 社外 独立	—	—
12	Wendy Becker (ウェンディ・ベッカー) 新任 社外 独立	—	—
13	畑 中 好 彦 新任 社外 独立	—	—

社外 … 社外取締役候補者

独立 … 東京証券取引所が定める独立性の要件を満たした独立役員候補者

(注1) 上記の取締役候補者の担当は、本総会時のものです。新任取締役候補者も含めた担当は、本総会終了後に開催される取締役会において新たに決定される予定です。

(注2) 岡俊子氏は、前年の定時株主総会(2018年6月19日開催)において新たに取締役に選任されましたので、取締役会の開催回数が異なります。

(注3) 次頁以降の取締役候補者の年齢は、本総会時の満年齢となります。

(注4) 当社は、現在、社外取締役を含む非業務執行取締役に就任している8名の取締役候補者との間でそれぞれ責任限定契約を締結しています。また、新任の社外取締役候補者である秋山咲恵氏、Wendy Becker氏及び畑中好彦氏については、各氏の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定です。『責任限定契約の概要』については、71頁をご参照ください。

(注5) 各委員会への出席状況については、78頁に記載の「社外取締役の活動状況」をご参照ください。

候補者
番 号 1 吉田憲一郎 再任

取締役の担当 ■ 指名委員

生年月日 1959年10月20日生(満59歳)

取締役在任年数 5年

■ 取締役会への出席状況 100%(9回/9回)

所有する当社の株式数 131,600株



略歴及び重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
 2000年7月 ソニーコミュニケーションネットワーク㈱
 (現 ソニーネットワークコミュニケーションズ㈱) 入社
 2001年5月 ソニーコミュニケーションネットワーク㈱ 執行役員
 2005年4月 ソニーコミュニケーションネットワーク㈱
 代表取締役 執行役員社長
 2013年12月 当社執行役 EVP CSO 兼 デピュティ CFO
 2014年4月 当社代表執行役 EVP CFO
 2014年6月 当社取締役(現在)
 2015年4月 当社代表執行役 副社長 兼 CFO
 2018年4月 当社代表執行役 社長 兼 CEO(現在)

取締役候補者とした理由

ソニーグループ最高経営責任者(CEO)としてグループ経営全体を統括しており、指名委員会にて取締役候補者として決定されました。なお、本議案が承認された場合、本総会終了後に開催される取締役会においてCEOに再任される予定です。

候補者 番号 2 と き ひろ き 十時裕樹

新任

取締役の担当 —

生年月日 1964年7月17日生(満54歳)

取締役在任年数 一年

■ 取締役会への出席状況 —

所有する当社の株式数 14,300株



略歴及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 当社入社
- 2002年2月 ソニー銀行(株) 代表取締役
- 2005年6月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株)
(現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株))
取締役 兼 執行役員専務
- 2012年4月 ソネットエンタテインメント(株)
(現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株))
代表取締役 執行役員専務
- 2013年4月 ソネットエンタテインメント(株)
代表取締役 執行役員副社長 CFO
- 2013年12月 当社業務執行役員 SVP
- 2014年11月 ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)
代表取締役社長 兼 CEO
- 2015年6月 ソネット(株)(現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株))
取締役 会長
- 2016年4月 当社執行役 EVP 新規事業プラットフォーム 戦略担当
ソネット(株) 代表取締役 執行役員社長
- 2017年6月 当社執行役 EVP CSO 中長期経営戦略、新規事業担当
- 2018年4月 当社代表執行役 EVP CFO
- 2018年6月 当社代表執行役 専務 CFO(現在)

取締役候補者とした理由

2018年4月1日付で当社代表執行役 CFOに就任し、本社機能において、経営管理、経営戦略、経理、税務、財務、IR、ディスクロージャー・コントロール、情報システム、内部監査及びSOX404対応を担当しており、指名委員会にて取締役候補者として決定されました。なお、本議案が承認された場合、本総会終了後に開催される取締役会においてCFOに再任される予定です。

候補者 番号 3 す み しゅう ぞう 隅 修三

再任 社外 独立

取締役の担当 ■ 取締役会副議長 ■ 指名委員

生年月日 1947年7月11日生(満71歳)

取締役在任年数 二年

■ 取締役会への出席状況 100%(9回/9回)

所有する当社の株式数 2,600株



略歴及び重要な兼職の状況

- 1970年4月 東京海上火災保険(株) 入社
- 2000年6月 東京海上火災保険(株) 取締役海外本部ロンドン首席駐在員
- 2002年6月 東京海上火災保険(株) 常務取締役
- 2004年10月 東京海上日動火災保険(株) 常務取締役
- 2005年6月 東京海上日動火災保険(株) 専務取締役
- 2007年6月 東京海上日動火災保険(株) 取締役社長
東京海上ホールディングス(株) 取締役社長
- 2013年6月 東京海上日動火災保険(株) 取締役会長
東京海上ホールディングス(株) 取締役会長(現在)
(2019年6月24日付で退任予定)
- 2014年6月 (株)豊田自動織機 社外取締役(現在)
- 2017年6月 当社取締役(現在)

社外取締役候補者とした理由

グローバル企業の経営者として培われた豊富な経験、経済産業界の各方面での取り組みを通じた幅広い見識を有しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者
番号

4 ティム・シャーフ Tim Schaaff **再任**

取締役の担当 ■ 情報セキュリティ担当

生年月日 1959年12月5日生(満59歳)

取締役在任年数 6年

■ 取締役会への出席状況 100%(9回/9回)

所有する当社の株式数 6,900株



略歴及び重要な兼職の状況

1982年12月 New England Digital Corporation 入社
 1991年7月 Apple Computer, Inc. 入社
 1998年 Apple Computer, Inc. バイス・プレジデント
 2005年12月 Sony Corporation of America シニア・バイス・プレジデント
 2006年11月 当社技術開発本部副本部長
 2008年6月 Sony Media Software and Services Inc. プレジデント
 2009年12月 Sony Network Entertainment International LLC プレジデント
 2013年6月 当社取締役(現在)
 2014年1月 スタートアップ・アドバイザー(現在)
 2015年7月 Intertrust Technologies Corporation チーフ・プロダクト・オフィサー(現在)

取締役候補者とした理由

ソフトウェア技術及びネットワークサービスに関する専門性に加え、当社のネットワークサービス事業を率いた実績を有しており、指名委員会にて取締役候補者として決定されました。なお、当社グループにおける勤務経験があるため、社外取締役の要件には該当しません。

候補者
番号

5 まつ なが かず お 松永和夫 **再任** **社外** **独立**

取締役の担当 ■ 監査委員会議長

生年月日 1952年2月28日生(満67歳)

取締役在任年数 5年

■ 取締役会への出席状況 100%(9回/9回)

所有する当社の株式数 3,400株



略歴及び重要な兼職の状況

1974年4月 通商産業省(現 経済産業省) 入省
 2004年6月 原子力安全・保安院長
 2005年9月 大臣官房総括審議官
 2006年7月 大臣官房長
 2008年7月 経済産業政策局長
 2010年7月 経済産業事務次官
 2012年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 特任教授(現在)
 2013年6月 高砂熱学工業㈱ 社外取締役(現在)
 2014年6月 当社取締役(現在)
 橋本総業㈱(現 橋本総業ホールディングス㈱) 社外取締役(現在)
 一般財団法人中東協力センター 理事長(現在)
 2016年4月 三菱ふそうトラック・バス㈱ 取締役副会長
 2017年1月 三菱ふそうトラック・バス㈱ 代表取締役会長(現在)

社外取締役候補者とした理由

経済産業省における職務を通じて培った、グローバルな産業界・行政分野における豊富な経験と深い見識を有しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者
番号 **6** みや た こう いち **再任 社外 独立**
宮田孝一

取締役の担当 ■ 指名委員

生年月日 1953年11月16日生(満65歳)

取締役在任年数 5年

■ **取締役会への出席状況** 100%(9回/9回)

所有する当社の株式数 1,900株



略歴及び重要な兼職の状況

1976年4月 (株)三井銀行 入行
2003年6月 (株)三井住友銀行 執行役員
2006年10月 (株)三井住友銀行 常務執行役員
2009年4月 (株)三井住友銀行 取締役兼専務執行役員
2010年4月 (株)三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員
2010年6月 (株)三井住友フィナンシャルグループ 取締役
2011年4月 (株)三井住友フィナンシャルグループ 取締役社長
(株)三井住友銀行 取締役
2014年6月 当社取締役(現在)
2016年6月 (株)三越伊勢丹ホールディングス 社外監査役(現在)
2017年4月 (株)三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長
(株)三井住友銀行 取締役会長(現在)

社外取締役候補者とした理由

銀行経営に関する豊富な経験と深い見識を有しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者
番号 **7** ジョン・ルース **再任 社外 独立**
John V. Roos

取締役の担当 ■ 指名委員 ■ 報酬委員

生年月日 1955年2月14日生(満64歳)

取締役在任年数 5年

■ **取締役会への出席状況** 100%(9回/9回)

所有する当社の株式数 1,900株



略歴及び重要な兼職の状況

1980年10月 O'Melveny and Myers法律事務所 アソシエイト
1985年2月 Wilson Sonsini Goodrich & Rosati法律事務所 アソシエイト
1988年2月 Wilson Sonsini Goodrich & Rosati法律事務所 パートナー
2000年2月 Wilson Sonsini Goodrich & Rosati法律事務所
マネージングディレクター・オブ・プロフェッショナルサービスズ
2005年2月 Wilson Sonsini Goodrich & Rosati法律事務所 CEO
2009年8月 駐日米国大使
2013年9月 Salesforce.com, inc. 社外取締役(現在)
2013年10月 The Roos Group, LLC CEO(現在)
2013年12月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ
グローバル・アドバイザー・ボード 委員(現在)
2014年4月 Centerview Partners LLC シニア・アドバイザー(現在)
2014年6月 当社取締役(現在)
2015年5月 Geodesic Capital ファウンディング・パートナー(現在)

社外取締役候補者とした理由

企業法務・証券法関連の弁護士、テクノロジー分野に強みをもつ大手弁護士事務所のCEOやシリコンバレーを拠点とする大手企業に対するアドバイザーなどの豊富な経験に加え、元駐日米国大使としてビジネスや行政、国際渉外に精通しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者
番号8 さくら い え り こ
桜井恵理子

再任 社外 独立

取締役の担当 ■ 報酬委員

生年月日 1960年11月16日生(満58歳)

取締役在任年数 5年

■ 取締役会への出席状況 100%(9回/9回)

所有する当社の株式数 1,900株



略歴及び重要な兼職の状況

1987年 6月 Dow Corning Corporation 入社
 2008年 5月 東レ・ダウコーニング(株)(現 ダウ・東レ(株)) 取締役
 2009年 3月 東レ・ダウコーニング(株) 代表取締役会長・CEO(現在)
 2014年 6月 当社取締役(現在)
 2015年 6月 (株)三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役(現在)

社外取締役候補者とした理由

グローバル企業の経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、
 指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者
番号9 みな かわ くに ひと
皆川邦仁

再任 社外 独立

取締役の担当 ■ 監査委員

生年月日 1954年 8月15日生(満64歳)

取締役在任年数 2年

■ 取締役会への出席状況 100%(9回/9回)

所有する当社の株式数 2,400株



略歴及び重要な兼職の状況

1978年 4月 (株)リコー 入社
 1997年10月 Ricoh Americas Corporation シニア・バイス・プレジデント兼
 CFO
 2010年 4月 (株)リコー 執行役員 経理本部長
 2010年 6月 リコーリース(株) 社外監査役
 2012年 4月 (株)リコー 常務執行役員 経理本部長
 2013年 6月 (株)リコー 常勤監査役
 2017年 6月 当社取締役(現在)
 2018年 6月 参天製薬(株) 社外取締役(現在)

社外取締役候補者とした理由

エレクトロニクス産業分野におけるグローバルな経験、財務及び監査に
 関する幅広い見識及び実務経験を有しており、指名委員会にて社外
 取締役候補者として決定されました。

候補者
番号 **10** おか とし こ
岡 俊子 **再任** **社外** **独立**

取締役の担当 ■ 監査委員

生年月日 1964年3月7日生(満55歳)

取締役在任年数 1年

■ 取締役会への出席状況 100% (7回/7回)

所有する当社の株式数 1,000株



略歴及び重要な兼職の状況

1986年4月 等松・トウシュロスコンサルティング(株) 入社
2000年7月 朝日アーサーアンダーセン(株) 入社
2002年9月 デロイトトーマツコンサルティング(株)
(現 アビームコンサルティング(株)) プリンシパル
2005年4月 アビームM&Aコンサルティング(株)
(現 PwCアドバイザリー合同会社) 代表取締役社長
2015年6月 (株)ハピネット 社外監査役(現在)
(2019年6月20日付で退任し、社外取締役に就任予定)
2016年4月 PwCアドバイザリー合同会社 パートナー
2016年6月 (株)岡&カンパニー 代表取締役(現在)
三菱商事(株) 社外取締役(現在)
日立金属(株) 社外取締役(現在)
2018年6月 当社取締役(現在)

社外取締役候補者とした理由

コンサルタントとしてM&Aを含む幅広い経営戦略立案経験を有すると同時に、会計事務所や社外取締役・監査役のキャリアを通じて企業経営及び会計に関する幅広い見識を有しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者
番号 **11** あき やま さき え
秋山咲恵 **新任** **社外** **独立**

取締役の担当 —

生年月日 1962年12月1日生(満56歳)

取締役在任年数 一年

■ 取締役会への出席状況 —

所有する当社の株式数 一株



略歴及び重要な兼職の状況

1987年4月 Arthur Andersen & Co.入社
1994年4月 (株)サキコーポレーション設立 代表取締役社長
2018年10月 (株)サキコーポレーション ファウンダー(現在)

社外取締役候補者とした理由

国際的な経営コンサルタントを経て、産業用検査ロボット企業を創業し成長させた実績に加え、政府を含む様々な審議会やワーキンググループの委員を歴任するなど豊富な経験を有しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者
番号 **12** ウェンディ・ベッカー
Wendy Becker

新任 社外 独立

取締役の担当 —

生年月日 1965年11月2日生(満53歳)

取締役在任年数 一年

■ 取締役会への出席状況 —

所有する当社の株式数 一株



略歴及び重要な兼職の状況

1987年9月 Procter & Gamble Company ブランドマネジャー
1993年9月 McKinsey & Company, Inc. コンサルタント
1998年12月 McKinsey & Company, Inc. パートナー
2008年2月 TalkTalk, The Carphone Warehouse Ltd.
マネージングディレクター
Whitbread plc 社外取締役 報酬委員
2009年9月 Vodafone Group plc チーフ・マーケティング・オフィサー
2012年9月 Jack Wills Ltd. チーフ・オペレーティング・オフィサー
2013年10月 Jack Wills Ltd. CEO
2017年2月 Great Portland Estates plc 社外取締役 報酬委員会議長(現在)
2017年9月 Logitech International S.A. 社外取締役(現在)
2018年9月 Logitech International S.A. 報酬委員会議長(現在)

社外取締役候補者とした理由

北米や欧州をベースとするコンサルティング業界での経験や通信テクノロジー分野を含む様々な企業の経営者としての実績を通じて、グローバルな企業経営に関する実践的・多角的な見識を有しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者
番号 **13** はた なか よし ひこ
畑中好彦

新任 社外 独立

取締役の担当 —

生年月日 1957年4月20日生(満62歳)

取締役在任年数 一年

■ 取締役会への出席状況 —

所有する当社の株式数 一株



略歴及び重要な兼職の状況

1980年4月 藤沢薬品工業(株)(現 アステラス製薬(株))入社
2005年6月 アステラス製薬(株) 執行役員 経営戦略本部 経営企画部長
2006年4月 アステラス製薬(株) 執行役員 兼
Astellas US LLC プレジデント & CEO 兼
Astellas Pharma US, Inc. プレジデント & CEO
2008年6月 アステラス製薬(株) 上席執行役員 兼
Astellas US LLC プレジデント & CEO 兼
Astellas Pharma US, Inc. プレジデント & CEO
2009年4月 アステラス製薬(株) 上席執行役員 経営戦略・財務担当
2011年6月 アステラス製薬(株) 代表取締役社長
2018年4月 アステラス製薬(株) 代表取締役会長(現在)

社外取締役候補者とした理由

米国、欧州など海外での豊富な経験を有し、経営企画責任者として企業統合を実現するなど、グローバル企業の経営に関する幅広い経験と高い知見を有しており、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

第2号議案 ストック・オプション付与を目的として 新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづき、当社の執行役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対してストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行すること、ならびにかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものです。

なお、本議案に関し、当社の社外取締役には当該新株予約権は付与されません。

I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績と当社の執行役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員の受ける利益とを連動させることにより、ソニーグループの業績向上に対する貢献意欲を高め、以って業績を向上させることを目的として、当社の執行役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対して、新株予約権を発行するものです。

II. 本総会決議による委任にもとづき当社取締役会が募集事項を決定することができる新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行要領

① 本新株予約権の数の上限

35,000個を上限とする。

② 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

③ 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式3,500,000株を上限とし、下記(2)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に前記①記載の本新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) 付与株式数の調整

本総会決議の日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。

① 当初行使価額

行使価額は、当初、以下のとおりとする。

● 行使価額を円建てとする場合

本新株予約権の割当日の前10営業日(終値(以下に定義する。)のない日を除く。)の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の単純平均の金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、その金額が、(a)本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均の金額(1円未満の端数は切り上げる。)、又は(b)本新株予約権の割当日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

● 行使価額を米ドル建てとする場合

本新株予約権の割当日の前10営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均(以下「基準円価額」という。)を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート(以下「基準換算レート」という。)で換算した米ドル額(1セント未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、基準円価額が、(a)本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均の金額、又は(b)本新株予約権の割当日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額(1セント未満の端数は切り上げる。)とする。

② 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円又は1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日より1年を経過した日から、当該割当日より10年を経過する日まで。

(5) 本新株予約権の行使の条件

- ① 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降本新株予約権は行使することができない。
- ③ その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

(6) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。

(ご参考)

- (1) 過去に発行した新株予約権の状況については、57頁以降の「新株予約権等の状況」に記載のとおりですが、中長期的な業績、ひいては株主価値向上をめざすインセンティブとしての役割を十分に果たせるよう、権利行使禁止期間(新株予約権の割当日から1年間)を置くとともに、付与対象者との間の割当契約において、行使可能数の制限(原則として毎年付与数の3分の1ずつ解除され、付与日から3年後に初めて全付与数が行使可能)や行使時における在籍要件などの権利行使制限を設けています。今後発行されるストック・オプションについても同様の権利行使禁止期間や権利行使制限を設定する予定です。
- (2) 本新株予約権の目的となる株式の上限数(3,500,000株)は、2019年3月31日現在の発行済株式総数の0.28%、また、ストック・オプション付与を目的として過去に発行した残存する新株予約権の未行使分の目的となる株式の上限数との合計(15,713,900株)は、同発行済株式総数の1.24%に相当します。

以 上

1. ソニーグループの現況

(1) 財産及び損益の状況の推移

	2014年度 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	2015年度 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)		2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度(当年度) (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円
売上高及び営業収入	8,215,880	8,105,712		7,603,250	8,543,982	8,665,687
営業利益	68,548	294,197		288,702	734,860	894,235
税引前利益	39,729	304,504		251,619	699,049	1,011,648
当社株主に帰属する 当期純利益(損失)	△125,980	147,791		73,289	490,794	916,271
1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益(損失):						
基 本 的 (円)	△113.04	119.40		58.07	388.32	723.41
希薄化後(円)	△113.04	117.49		56.89	379.75	707.74
設備投資額	251,048	468,937		272,203	332,140	344,097
研究開発費	464,320	468,183		447,456	458,518	481,202
総 資 産	15,834,331	16,673,390		17,660,556	19,065,538	20,981,586
純 資 産	2,928,469	3,124,410		3,135,422	3,647,157	4,436,690
1株当たり純資産 (円)	1,982.54	1,952.79		1,977.72	2,344.96	2,995.31
1株当たり配当金 (円)	—	20.00		20.00	27.50	35.00
従 業 員 数 (名)	131,700	125,300		128,400	117,300	114,400

【連結業績に関する注記】

1. ソニーの連結計算書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法(以下「米国会計原則」)によって作成されています。
2. 当年度末の連結子会社(変動持分事業体を含む)は1,556社、持分法適用会社は133社です。

3. 設備投資額は、無形固定資産の増加額を含んでいます。
4. 純資産は、米国会計原則にもとづく資本合計を使用しています。
5. 1株当たり純資産は、当社株主に帰属する資本合計を用いて算出しています。

(2) 事業の経過及び成果

連結業績の概況

	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度(当年度) (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	増減額
	億円	億円	億円
売上高及び営業収入	85,440	86,657	+1,217
営業利益	7,349	8,942	+1,594
税引前利益	6,990	10,116	+3,126
当社株主に帰属する 当期純利益	4,908	9,163	+4,255
1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益：			
基本的 (円)	388.32	723.41	+335.09
希薄化後 (円)	379.75	707.74	+327.99

当年度及び前年度の平均為替レートは、次のとおりです。

	2017年度	2018年度	変化
平均為替レート	円	円	円
1米ドル	110.9	110.9	0.1 (円安)
1ユーロ	129.7	128.5	1.2 (円高)

売上高及び営業収入(以下「売上高」)は、前年度比1,217億円(1%)増加し、8兆6,657億円となりました。これは、主にモバイル・コミュニケーション(以下「MC」)分野の大幅な減収があったものの、ゲーム&ネットワークサービス(以下「G&NS」)分野の大幅な増収があったことなどによるものです。前年度の為替レートを適用した場合、売上高は約2%の増加となります(前年度の為替レートを適用した場合の売上高の状況、及び為替変動による影響額については、46頁の【注記】をご参照ください)。

営業利益は、前年度比1,594億円増加し、8,942億円となりました。この大幅な増益は、MC分野における大幅な損失拡大があったものの、主にG&NS分野及び音楽分野における大幅な増益があったことによるものです。なお、当年度及び前年度の営業利益には、以下の要因が含まれています。

当年度の営業利益に含まれている要因：

- EMI Music Publishing (以下「EMI」)の連結子会社化による再評価益 1,169億円及びEMIの持分約60%の取得にともなう後述の持分法投資損益の悪化116億円【音楽分野】
- 長期性資産の減損損失 192億円【MC分野】^{*1}
- 長期性資産及び営業権の減損損失 129億円【その他分野】^{*2}

前年度の営業利益に含まれている要因：

- 長期性資産の減損損失 313億円【MC分野】
- カメラモジュール事業の製造子会社の持分全部の譲渡益 283億円【半導体分野】
- 子会社が保有していた不動産の譲渡益 105億円【音楽分野】
- 平成28年(2016年) 熊本地震(以下「熊本地震」)にかかわる逸失利益などに対する保険金の受取 67億円【半導体分野】、26億円【イメージング・プロダクツ&ソリューション分野】
- 製造設備の売却にともなう利益 86億円【半導体分野】

*1 ソニーは、2018年度において、MC分野に含まれるスマートフォン事業の将来の収益見通しを下方修正した結果、同事業の長期性資産の減損損失192億円を営業損失として計上しました。

*2 ソニーは、2018年度において、その他分野に含まれるストレージメディア事業の将来の収益見通しを下方修正した結果、同事業の長期性資産及び営業権の減損損失129億円を営業損失として計上しました。

当年度の構造改革費用(純額)は、主にMC分野に含まれるスマートフォン事業の収益構造の改善に向け、製造事業などの海外拠点で構造改革の施策を実行したことにより、前年度に比べ107億円増加し、331億円となりました。これは、営業費用として前述の営業利益に含まれています。

営業利益に含まれる持分法による投資利益(損失)は、前年度の86億円の利益に対し、当年度は30億円の損失となりました。これは、主に音楽分野に含まれるEMIの持分約60%の取得にともない発生した新株

予約権関連費用及びマネジメントインセンティブ費用などにより、EMIの持分法投資損益が116億円悪化したことによるものです。

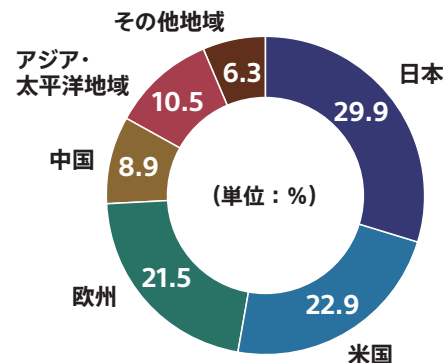
その他の収益(費用)(純額)は、前年度の358億円の費用に対し、当年度は1,174億円の利益を計上しました。これは、主にSpotify Technology S.A.の上場にとまなう持分証券に関する利益(純額)1,017億円を当年度に計上したことによるものです。

税引前利益は、前年度に比べ3,126億円増加し、1兆116億円となりました。

法人税等は、当年度において451億円を計上し、実効税率は前年度の21.7%を下回り、4.5%となりました。これは、主にEMI持分に関する再評価益に対して税金費用が計上されないこと、及び米国の連結納税グループにおける相当部分の繰延税金資産に対する評価性引当金を取り崩した結果、第3四半期連結会計期間において法人税等を1,542億円減額したことによるものです。

当社株主に帰属する当期純利益(非支配持分に帰属する当期純利益を除く)は、前年度に比べ4,255億円増加し、9,163億円となりました。

売上高構成比(2018年度 地域別)

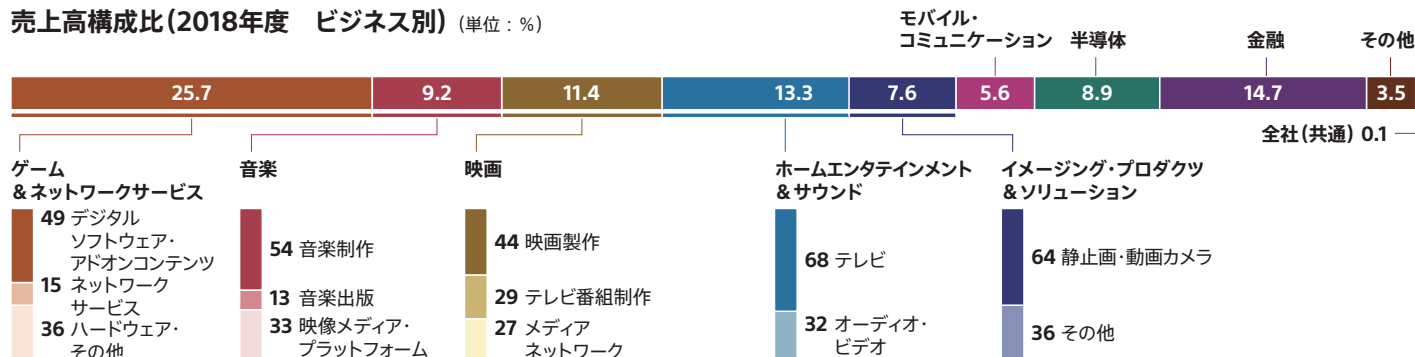


日本、米国及び中国以外の各区分に属する主な国又は地域

- 欧州：イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、スペイン、スウェーデン
- アジア・太平洋地域：インド、韓国、オセアニア、タイ、マレーシア
- その他地域：中近東/アフリカ、ブラジル、メキシコ、カナダ

(注) 地域別の売上高構成比は、外部顧客に対する売上高にもとづいて算出し、顧客の所在地別に表示しています。

売上高構成比(2018年度 ビジネス別) (単位: %)



(注) ビジネス別の売上高構成比は、外部顧客に対する売上高にもとづいて算出したものです。

主要な事業内容

ソニーは、ゲーム&ネットワークサービス、音楽、映画、ホームエンタテインメント&サウンド、イメージング・プロダクツ&ソリューション、モバイル・コミュニケーション、半導体、金融及びその他の事業から構成されており、セグメント情報はこれらの区分により開示されています。

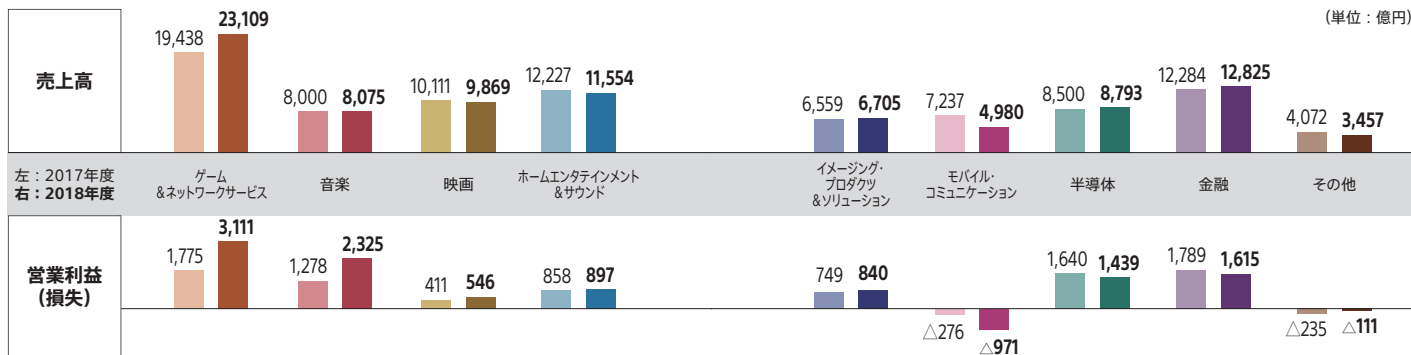
各分野の主要製品又は事業内容は、次のとおりです。

ビジネス分野	主要製品又は事業内容
■ ゲーム&ネットワークサービス	ゲーム機、ソフトウェア、ネットワークサービス事業
■ 音 楽	音楽制作 パッケージ及びデジタルの音楽制作物の販売、アーティストのライブパフォーマンスからの収入 音楽出版 楽曲の詞、曲の管理及びライセンス 映像メディア・プラットフォーム アニメーション作品及びその派生ゲームアプリケーションの制作・販売、音楽・映像関連商品のサービス提供
■ 映 画	映画製作 映画作品の製作・買付・配給・販売 テレビ番組制作 テレビ番組の制作・買付・販売 メディアネットワーク テレビ、デジタルのネットワークオペレーション

ビジネス分野	主要製品又は事業内容
■ ホームエンタテインメント & サウンド	テレビ 液晶テレビ、有機ELテレビ オーディオ・ビデオ ブルーレイディスクプレーヤー/レコーダー、家庭用オーディオ、ヘッドホン、メモリ内蔵型携帯オーディオ
■ イメージング・プロダクツ & ソリューション	静止画・動画カメラ レンズ交換式カメラ、コンパクトデジタルカメラ、民生用・放送用ビデオカメラ その他 プロジェクターなどを含むディスプレイ製品、医療用機器
■ モバイル・コミュニケーション	携帯電話、インターネット関連サービス事業
■ 半 導 体	イメージセンサー
■ 金 融	生命保険、損害保険、銀行
■ そ の 他	上記カテゴリーに含まれない製品やサービス、海外ディスク製造事業、記録メディア事業、その他の事業

ビジネス別営業の概況

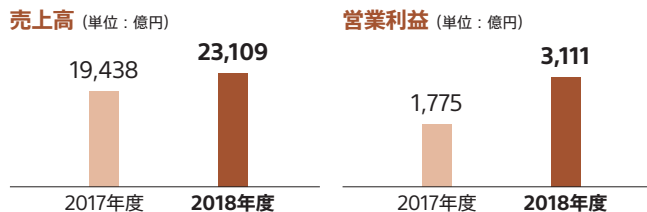
以下の説明における各分野の売上高はセグメント間取引消去前のものであり、また各分野の営業損益はセグメント間取引消去前のもので配賦不能費用は含まれていません。



	売上高		
	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度(当年度) (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	増減
ゲーム & ネットワークサービス	1,943,812	2,310,872	+367,060
音楽	799,995	807,489	+7,494
映画	1,011,067	986,873	△24,194
ホームエンタテインメント & サウンド	1,222,733	1,155,411	△67,322
イメージング・プロダクツ & ソリューション	655,892	670,450	+14,558
モバイル・コミュニケーション	723,742	498,000	△225,742
半導体	850,010	879,330	+29,320
金融	1,228,377	1,282,539	+54,162
その他	407,174	345,737	△61,437
全社(共通)及び セグメント間取引消去	△298,820	△271,014	+27,806
連 結	8,543,982	8,665,687	+121,705

	営業利益(損失)		
	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度(当年度) (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	増減
ゲーム & ネットワークサービス	177,478	311,092	+133,614
音楽	127,786	232,487	+104,701
映画	41,110	54,599	+13,489
ホームエンタテインメント & サウンド	85,841	89,669	+3,828
イメージング・プロダクツ & ソリューション	74,924	83,975	+9,051
モバイル・コミュニケーション	△27,636	△97,136	△69,500
半導体	164,023	143,874	△20,149
金融	178,947	161,477	△17,470
その他	△23,530	△11,127	+12,403
全社(共通)及び セグメント間取引消去	△64,083	△74,675	△10,592
連 結	734,860	894,235	+159,375

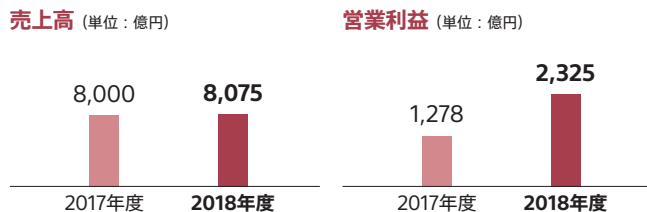
ゲーム&ネットワークサービス(G&NS)分野



売上高は、「プレイステーション4」のハードウェアの減収の影響はあったものの、ゲームソフトウェアの増収、有料会員サービス「プレイステーションプラス」の加入者数の増加などにより、前年度に比べ3,671億円(19%)増加し、2兆3,109億円となりました(前年度の為替レートを適用した場合、19%の増収)。

営業利益は、主に前述の増収の影響により、前年度に比べ1,336億円増加し、3,111億円となりました。なお、当年度の為替の悪影響は48億円でした。

音楽分野



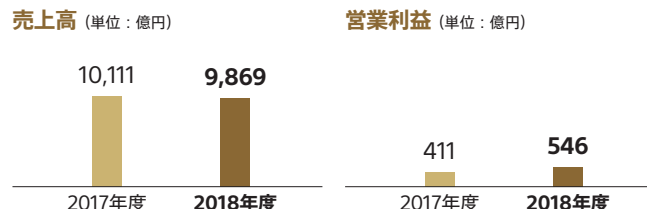
* 2018年11月14日、ソニーは従来持分法適用会社であったEMIについて、ムバダラインベストメントカンパニーが主導するコンソーシアムが保有する約60%の持分全てを取得し、これにより、EMIはソニーの完全子会社となりました。音楽分野に含まれるEMIの業績は2018年4月1日から11月13日までの期間のEMIにかかる持分法による投資損益、及び2018年11月14日から2019年3月31日までの期間のEMIの売上高及び営業損益、ならびにソニーが買収前から保有していたEMIの持分約40%について公正価値にもとづいて再評価したことにより計上した、現金収入をとみなない再評価益によって構成されています。

音楽分野の業績は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSony Music Entertainment (以下「SME」)、Sony/ATV Music Publishing (以下「Sony/ATV」)、及び前述のEMIの円換算後の業績、ならびに円ベースで決算を行っている日本の株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントの業績が含まれています。

売上高は、主に顧客との契約から生じる収益に関する会計基準の変更の影響により音楽制作におけるパッケージメディアが減収となったものの、ストリーミング配信の売上が増加したことや2018年11月14日以降EMIを連結したことで音楽出版において売上が増加したことなどにより、ほぼ前年度並みの8,075億円となりました(前年度の為替レートを適用した場合、1%の増収)。

営業利益は、前年度比1,047億円増加し、2,325億円となりました。この大幅な増益は、EMIの持分約60%の取得にともない持分法投資損益が116億円悪化したものの、主に前述のEMIの連結子会社化により再評価益1,169億円を計上したことによるものです。

映画分野



* 映画分野の業績は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSony Pictures Entertainment Inc. (以下「SPE」)の円換算後の業績です。ソニーはSPEの業績を米ドルで分析しているため、一部の記述については「米ドルベース」と特記してあります。

売上高は、前年度比242億円(2%)減少し、9,869億円となりました(米ドルベースでは、約3%の減収)。この米ドルベースでの減収は、映画製作、メディアネットワーク及びテレビ番組制作の減収によるものです。映画製作の減収は、「ジュマンジ/ウェルカム・トゥ・ジャングル」や「スパイダーマン: ホームカミング」などが好調だった前年度に比べ、「ヴェノム」「モンスターホテル3」を含む当年度の作品の全世界での劇場興行収入が減少したことなどによるものです。メディアネットワークは、インディアンプレミアリーグのクリケット大会に関連した収入を含む、米国外のいくつかのテレビネットワークにおける広告収入及び視聴料が減少したことなどにより減収となりました。テレビ番組制作は、顧客との契約から生じる収益に関する会計基準の変更の影響などによる

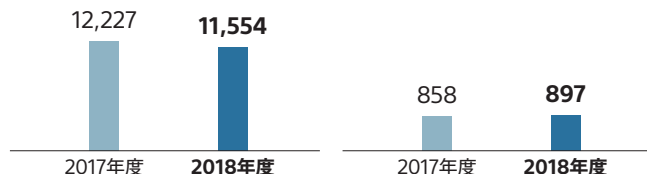
増収があったものの、当年度におけるいくつかの米国のテレビ番組のライセンス収入やカタログ作品のライセンス収入が減少し、減収となりました。

営業利益は、前年度比135億円増加し、546億円となりました。この大幅な増益は、「ジューマンジ／ウェルカム・トゥ・ジャングル」や「ピーターラビット」など収益性の高い作品のテレビ向けライセンス収入や映像ソフト収入が当年度にあったこと及び劇場公開作品の広告宣伝費が前年度に比べて減少したことなどにより映画製作の収益が改善したこと、ならびに顧客との契約から生じる収益に関する会計基準の変更の影響38億円などによるものです。一方、メディアネットワークにおける選択と集中を進めるためのチャンネルポートフォリオの見直しにともない、番組の評価減や早期退職費用128億円を計上したことや、メディアネットワーク及びテレビ番組制作の減収による影響もありました。

ホームエンタテインメント＆サウンド(HE&S)分野

売上高 (単位：億円)

営業利益 (単位：億円)



売上高は、高付加価値モデルへのシフトによる製品ミックスの改善があったものの、規模を追わない収益性重視の経営によるテレビの販売台数の減少や為替の影響などにより、前年度に比べ673億円（6％）減少し、1兆1,554億円となりました（前年度の為替レートを適用した場合、3％の減収）。

営業利益は、為替の悪影響や前述の減収の影響があったものの、高付加価値モデルへのシフトによる製品ミックスの改善により、前年度に比べ38億円増加し、897億円となりました。なお、当年度の為替の悪影響は216億円でした。

イメージング・プロダクツ＆ソリューション(IP&S)分野

売上高 (単位：億円)

営業利益 (単位：億円)



売上高は、前年度比146億円（2％）増加し、6,705億円となりました（前年度の為替レートを適用した場合、3％の増収）。この増収は、市場縮小の影響によるコンパクトデジタルカメラの販売台数の減少などがあったものの、主にミラーレス一眼カメラやその交換レンズ群などの高付加価値モデルへのシフトによる製品ミックスの改善によるものです。

営業利益は、前年度比91億円増加し、840億円となりました。この増益は、主に前述の製品ミックスの改善や、オペレーション費用の削減によるものです。なお、当年度の為替の悪影響は32億円でした。

モバイル・コミュニケーション(MC)分野

売上高 (単位：億円)

営業損失 (単位：億円)



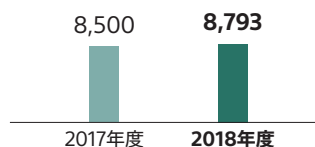
売上高は、前年度比2,257億円（31％）減少し、4,980億円となりました（前年度の為替レートを適用した場合、31％の減収）。この減収は、スマートフォンの販売台数の大幅な減少によるものです。

営業損失は、前年度比695億円拡大し、971億円となりました。この大幅な損失拡大は、オペレーション費用の削減や前述の長期性資産の減損計上額が前年度に比べ減少した影響があったものの、前述の

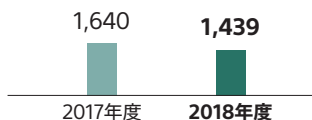
販売台数の減少や余剰となった手元部品在庫に対する評価減などの費用の計上、及び構造改革費用が増加したことなどによるものです。なお、当年度の為替の好影響は20億円(為替ヘッジの影響を含む)でした。

半導体分野

売上高 (単位: 億円)



営業利益 (単位: 億円)

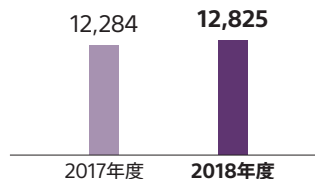


売上高は、前年度比293億円(3%)増加し、8,793億円となりました(前年度の為替レートを適用した場合、3%の増収)。この増収は、カメラモジュール事業の大幅な減収があったものの、モバイル機器向けイメージセンサーの大幅な増収などによるものです。

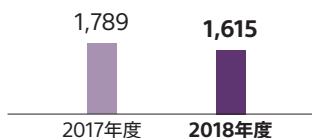
営業利益は、前年度比201億円減少し、1,439億円となりました。この減益は、前述の増収の影響があったものの、研究開発費及び減価償却費の増加、前年度において前述のカメラモジュール事業の製造子会社の持分全部の譲渡益283億円、製造設備の売却にともなう利益86億円、及び熊本地震にかかる受取保険金67億円を計上したことなどによるものです。なお、当年度の為替の悪影響は5億円でした。

金融分野

金融ビジネス収入 (単位: 億円)



営業利益 (単位: 億円)



*金融分野には、ソニーフィナンシャルホールディングス(株)(以下「SFH」)及びSFHの連結子会社であるソニー生命保険(株)(以下「ソニー生命」)、ソニー損害保険(株)、ソニー銀行(株)(以下「ソニー銀行」)等の業績が含まれています。金融分野に記載されているソニー生命の業績は、SFH及びソニー生命が日本の会計原則に則って個別に開示している業績とは異なります。

金融ビジネス収入は、主にソニー生命の増収により、前年度に比べ542億円(4%)増加し、1兆2,825億円となりました。ソニー生命の収入は、保有契約高の拡大にともない保険料収入が増加したことなどにより、前年度比495億円増加し、1兆1,431億円となりました。

営業利益は、主にソニー生命及びソニー銀行の減益により、前年度に比べ175億円減少し、1,615億円となりました。ソニー生命の営業利益は、前年度に比べ135億円減少し、1,456億円となりました。この減益は、前述の増収の影響があったものの、前年度に一般勘定において投資目的不動産の売却益を計上したことや、当年度において投資有価証券の評価損を計上したことによるものです。また、ソニー銀行の減益は有価証券評価損を計上したことなどによるものです。

【注記】

前年度の為替レートを適用した場合の売上高の状況、及び為替変動による影響額について前年度の為替レートを適用した場合の売上高の状況は、当年度の現地通貨建て月別売上高に對し、前年度の月次平均レートを適用して算出しています。ただし、音楽分野のSME、Sony/ATV及びEMIについては、米ドルベースで集計したうえで、前年度の月次平均米ドル円レートを適用した金額を算出しています。

映画分野の業績の状況は、米国を拠点とするSPEが、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結していることから、米ドルベースで記載しています。

為替変動による影響額は、売上高については前年度及び当年度における平均為替レートの変動を主要な取引通貨建て売上高に適用して算出し、営業損益についてはこの売上高への為替変動による影響額から、同様の方法で算出した売上原価ならびに販売費及び一般管理費への為替変動による影響額を差し引いて算出しています。また、MC分野では独自に為替ヘッジ取引を実施しており、営業損益への為替変動による影響額に同取引の影響が含まれています。

これらの情報は米国会計原則に則って開示されるソニーの連結財務諸表を代替するものではありません。しかしながら、これらの開示は、投資家の皆様にソニーの営業概況をご理解いただくための有益な分析情報と考えています。

(3) 設備投資等の状況

生産部門の合理化及び品質向上、ならびに需要増大にともなう生産設備の増強を目的とした設備投資のほか、研究開発の強化を図るため継続して投資を行っています。

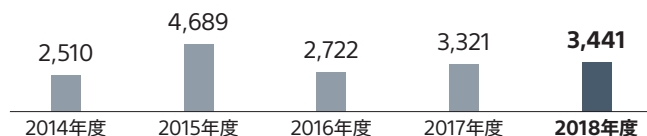
当年度の設備投資額は、3,441億円(前年度比3.6%増加)となりました。その主な内訳は、エレクトロニクスで半導体や新製品の生産設備を中心に2,690億円、音楽分野で141億円、映画分野で152億円、金融分野で198億円、その他で260億円でした。なお、設備の除却等については重要なものではありません。

(注1) エレクトロニクスは、G&NS分野、HE&S分野、IP&S分野、MC分野及び半導体分野の合計を指します。

(注2) 設備投資額は、無形固定資産の増加額を含んでいます。

設備投資額の推移

(単位：億円)



(4) 資金調達の状況

当年度は、増資、社債発行による資金調達はなく、設備投資等の所要資金は手元資金によりまかしていました。

(5) 対処すべき課題

「テクノロジーに裏打ちされたクリエイティブエンタテインメントカンパニー」として進化し続ける

2018年5月に発表した中期経営計画(2018年度～2020年度)では、当社の経営の方向性を「人に近づく」と掲げました。また、ソニーは「テクノロジーに裏打ちされたクリエイティブエンタテインメントカンパニー」でもあります。感動を創り出すクリエイターと感動を享受するユーザーに最も近い存在であり続け、進化してまいります。

そのための具体的な注力領域は以下のとおりです。

- ゲーム&ネットワークサービス事業において、次世代コンソールによる没入型ゲーム体験の進化、Direct-to-Consumer (DTC) サービスの拡大、ストーリーミングによるイマーシブ(没入感)及びシームレス(いつでも、どこでも)なゲーム体験を提供
- エンタテインメント全領域でのコンテンツIP(知的財産)の強化と、ジャンルを超えたシナジー創出の加速
- エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション事業による安定的なキャッシュフローの創出と新たな価値創造の追求
- 半導体事業において、CMOSイメージセンサーでのセンシング世界No.1の実現に向け、測距・車載などの領域で事業を拡大

経営数値目標

経営指標としている、営業キャッシュフローの3年間(2018年度～2020年度)累計額の数値目標を、2018年5月に発表した2兆円以上から2兆2,000億円以上に増額します。連結株主資本利益率(ROE)は引き続き10%以上の水準継続をめざします。

営業キャッシュフロー
3年間累計額
(金融分野を除くベース)

2.2兆円以上

連結株主資本利益率
(ROE)

10%以上を継続

ソニーの存在意義

ソニーの存在意義は、「クリエイティビティとテクノロジーの力で、世界を感動で満たす。」ことです。ソニーは技術の力を用いて人々の生活を豊かにしたいという強い思いをもったファウンダーの夢から生まれた会社であり、技術によって社会に価値をもたらす事業活動に、創業以来一貫して取り組んでいます。同時に、ソニーの事業は地球環境や社会があって成り立っているとの認識のもと、環境、人権、教育などに対する取り組みを、引き続き積極的に実施してまいります。

ソニーがより「人に近づく」ことで感動を生み出し、持続的な新しい価値創造と高収益創出を実現することで、次世代にとってのより良い会社、そして社会づくりに貢献できるよう、経営に取り組んでまいります。

中期経営計画の詳細についてはこちらをご参照ください。

▶ <https://www.sony.co.jp/IR/>

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元は、継続的な企業価値の増大及び配当を通じて実施していくことを基本と考えています。安定的な配当の継続に努めたうえで、内部留保資金については、成長力の維持及び競争力強化など、企業価値向上に資する様々な投資に活用していく方針です。なお、配当金額については、連結業績の動向、財務状況ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案し、決定していきます。

当年度の期末配当金については、2019年4月26日開催の取締役会において、1株につき20円とすることを決定しました。2018年12月に1株につき15円の間配当金をお支払いしておりますので、年間配当金は35円となります。

(7) 子会社及び企業結合等の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	出資比率	主要な事業内容
国内			
ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株)	東京都港区	100 %	電子機器の設計・製造・販売
ソニーセミコンダクタソリューションズ(株)	神奈川県厚木市	100	半導体及び半導体関連商品の企画・設計・製造・販売
ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)	熊本県菊池郡	100 ^(注2)	半導体の設計・開発・製造・カスタマーサービス
ソニーマーケティング(株)	東京都港区	100	電子機器の販売
ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)	東京都品川区	100	携帯電話の設計・開発・製造・販売
ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)	東京都品川区	100 ^(注2)	インターネット関連サービス事業
(株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント	東京都港区	100	ゲーム機に関するハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ、ネットワークサービスの企画・開発・販売
ソニービジュアルプロダクツ(株) ^(注1)	東京都品川区	100	テレビの設計・開発・製造・販売
ソニービデオ&サウンドプロダクツ(株) ^(注1)	東京都品川区	100	ビデオ&サウンド機器の設計・開発・製造・販売
ソニーストレージメディアソリューションズ(株)	東京都港区	100	記録メディア製品の研究・開発・製造・販売
ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ(株)	東京都港区	100	カメラ、放送機器、医療用機器等の設計・開発・製造・販売
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント	東京都千代田区	100	音楽・映像ソフトウェア等の企画・制作・製造・販売
ソニーフィナンシャルホールディングス(株)	東京都千代田区	65.1	生命保険、損害保険事業及び銀行業等の経営管理
ソニー生命保険(株)	東京都千代田区	100 ^(注2)	生命保険及び生命保険の再保険
ソニー銀行(株)	東京都千代田区	100 ^(注2)	銀行業
ソニー損害保険(株)	東京都大田区	100 ^(注2)	損害保険業
海外			
Sony Americas Holding Inc.	米国	100	米国の関係会社に出資する持株会社
Sony Corporation of America	米国	100 ^(注2)	米国を主とする関係会社の管理
Sony Electronics Inc.	米国	100 ^(注2)	電子機器の製造・販売
Sony Interactive Entertainment LLC	米国	100 ^(注2)	ゲーム機に関するハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ、ネットワークサービスの企画・開発・販売
Sony Pictures Entertainment Inc.	米国	100 ^(注2)	映画・テレビ番組の企画・製作・配給
Sony Music Entertainment	米国	100 ^(注2)	音楽・映像ソフトウェア等の企画・制作・販売
Sony/ATV Music Publishing LLC	米国	100 ^(注2)	音楽出版事業
Sony Europe B.V.	英国	100 ^(注2)	電子機器の製造・販売
Sony Interactive Entertainment Europe Ltd.	英国	100 ^(注2)	ゲーム機に関するハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ、ネットワークサービスの企画・開発・販売
Sony Global Treasury Services Plc	英国	100 ^(注2)	ソニーグループの為替・資金取引の集約・一元管理
Sony Overseas Holding B.V.	オランダ	100	欧州及びアジアの関係会社に出資する持株会社
索尼(中国)有限公司	中国	100 ^(注2)	電子機器の販売
Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	100 ^(注2)	電子機器の製造
Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール	100 ^(注2)	電子機器の販売

(注1) 当年度末後の2019年4月1日付で統合し、ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ(株)となりました。

(注2) 間接所有を含む比率です。

重要な企業結合等の状況

1	2018年7月 当社の完全子会社である(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントは、子供向けのメディアコンテンツやブランドを保有するDHX Media Ltd. (カナダ) が保有するPeanuts Holdings LLC (米国) の持分80%のうち49%を間接的に取得しました。(支払総額は約178百万米ドル)
2	2018年7月 当社の完全子会社であるSony Corporation of America (以下「SCA」) は、マイケル・ジャクソン遺産管理財団であるEstate of Michael Jackson (以下「MJ財団」) から、MJ財団が保有するNile Acquisition LLC (米国) (以下「Nile」) の25.1%の持分を取得したため、Nileは当社の完全子会社となりました。(支払総額は約288百万米ドル)
3	2018年11月 当社の完全子会社であるSCAは、EMI Music Publishing (英国) を所有し運営するDH Publishing, L.P. (英国領ケイマン諸島) (以下「EMI」) について、ムバダラインベストメントカンパニー (アラブ首長国連邦) が主導するコンソーシアムが保有する約60%の持分全てを取得しました(以下「本件取得」)。(支払総額は約2,269百万米ドル) 2018年7月に完全子会社化したNileがEMIの持分を約40%保有していたことにより、本件取得をもってEMIは当社の完全子会社となりました。
4	2019年3月 当社は、当社がharmo (ハルモ) ブランドを付して運営する電子お薬手帳サービス事業に関する権利義務を、吸収分割の方法によりシミックヘルスケア(株)に承継させる会社分割を、2019年6月1日を効力発生日(予定)として行うことを決定しました。
5	2019年3月 当社は、当社の完全子会社であるソニーコーポレートサービス(株)と(株)NTTファシリティーズとの間での、ファシリティマネジメント&ワークプレイスソリューション事業等の合併会社の設立に向けた手続きの一環として、当社の総務・ファシリティ事業等の一部に関する権利義務を、吸収分割の方法により(株)NSFエンゲージメントに承継させる会社分割を、2019年10月1日を効力発生日(予定)として行うことを決定しました。

(8) 主要な事業拠点

ソニー(株)

本 社〔東京都港区〕
 ソニーシティ大崎〔東京都品川区〕
 御殿山テクノロジーセンター〔東京都品川区〕
 厚木テクノロジーセンター〔神奈川県厚木市〕
 湘南テクノロジーセンター〔神奈川県藤沢市〕
 仙台テクノロジーセンター〔宮城県多賀城市〕
 有明ビジネスセンター〔東京都江東区〕

子会社

51頁から52頁までに記載のとおりです。

(9) 従業員の状況

当年度末の従業員数は、半導体、金融分野などでの人員増加がありましたが、スマートフォン事業及びディスク製造事業ならびに映画分野における構造改革などにより海外において人員が減少した結果、前年度末に比べ約2,900名減少し、約114,400名となりました。

ビジネス分野	従業員数	前年度末比
	名	名
■ エレクトロニクス	75,600	△1,900
■ 音 楽	8,500	+300
■ 映 画	9,300	△500
■ 金 融	11,800	+400
■ そ の 他	4,000	△1,400
全 社 (共 通)	5,200	+200
合 計	114,400	△2,900

(注) 従業員数は、百名未満を四捨五入して記載しています。

2. 株式の状況

(1) 発行株式数及び株主数

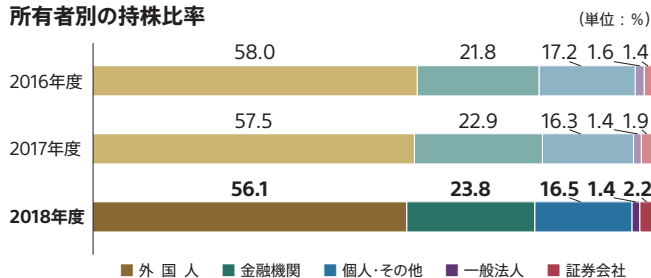
発行可能株式総数	3,600,000,000株
発行済株式の総数	1,271,230,341株 (前年度末比 4,678,192株増加)
株主数	477,624名 (前年度末比 21,667名減少)

(注) 発行済株式の総数の増加は、当年度中の新株予約権の行使及び譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものです。

(2) 株式の所有者別状況

	2016年度 (2017年3月31日現在)	2017年度 (2018年3月31日現在)	2018年度(当年度) (2019年3月31日現在)
■ 外国人 (千株) (名)	733,120 1,492	728,875 1,680	713,150 1,806
■ 金融機関 (千株) (名)	275,936 126	289,727 162	303,077 159
■ 個人・その他 (千株) (名)	216,647 500,812	206,364 494,420	209,828 472,777
■ 一般法人 (千株) (名)	20,049 2,811	18,167 2,931	17,744 2,783
■ 証券会社 (千株) (名)	18,012 77	23,420 98	27,432 99
合計 (千株) (名)	1,263,764 505,318	1,266,552 499,291	1,271,230 477,624

所有者別の持株比率



(注) 自己株式は、「個人・その他」に含めて表記しています。

(3) 大株主(上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
Citibank as Depositary Bank for Depositary Receipt Holders (注1)	千株 117,749	% 9.4
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) (注2)	87,307	7.0
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) (注2)	79,669	6.4
JPMorgan Chase Bank 380055 (注3)	38,934	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5) (注2)	26,317	2.1
Ssbtc Client Omnibus Account (注3)	21,100	1.7
JPMorgan Chase Bank 385151 (注3)	20,616	1.6
State Street Bank West Client - Treaty 505234 (注3)	20,017	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口7) (注2)	19,566	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口1) (注2)	17,533	1.4

(注1) ADR(米国預託証券)の受託機関であるCitibank, N.A.の株式名義人です。

(注2) 各社の所有株式は、全て各社が証券投資信託等の信託を受けている株式です。

(注3) 主として欧米の機関投資家の所有する株式の保管業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっています。

(注4) 持株比率は、自己株式20,483,474株を控除して計算しています。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は、2019年2月8日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定及び当社定款第34条の規定にもとづく自己株式の取得について決議し、以下のとおり実施いたしました。

- 取得した株式の種類 普通株式
- 取得した株式の総数 19,309,100株
- 株式の取得価額の総額 99,999,957,787円
- 取得期間 2019年2月12日～2019年3月19日
- 取得方法 東京証券取引所における取引一任契約にもとづく市場買付

3. 新株予約権等の状況

(1) 当年度末における新株予約権等の状況

名 称 (発行年月日)	行使期間	新 株 予約権 の 数	目的となる 株 式 の 数	行 使 価 額	新 株 予約権 行使率
第18回 普通株式 新株予約権 (2009年12月9日)	2010年 12月9日～ 2019年 12月8日	個 585	株 58,500	円 2,595	% 87.8
第19回 普通株式 新株予約権 (2009年12月9日)	2010年 12月9日～ 2019年 12月8日	1,330	133,000	米ドル 29.56	88.1
第20回 普通株式 新株予約権 (2010年11月18日)	2011年 11月18日～ 2020年 11月17日	1,405	140,500	円 2,945	72.0
第21回 普通株式 新株予約権 (2010年11月18日)	2011年 11月18日～ 2020年 11月17日	1,995	199,500	米ドル 35.48	80.7
第22回 普通株式 新株予約権 (2011年11月22日)	2012年 11月22日～ 2021年 11月21日	883	88,300	円 1,523	87.7
第23回 普通株式 新株予約権 (2011年11月22日)	2012年 11月22日～ 2021年 11月21日	2,561	256,100	米ドル 19.44	81.8
第24回 普通株式 新株予約権 (2012年12月4日)	2013年 12月4日～ 2022年 12月3日	717	71,700	円 932	88.9
第25回 普通株式 新株予約権 (2012年12月4日)	2013年 12月4日～ 2022年 12月3日	1,980	198,000	米ドル 11.23	78.7
第26回 普通株式 新株予約権 (2013年11月20日)	2014年 11月20日～ 2023年 11月19日	2,743	274,300	円 2,007	65.6
第27回 普通株式 新株予約権 (2013年11月20日)	2014年 11月20日～ 2023年 11月19日	2,446	244,600	米ドル 20.01	72.4
第28回 普通株式 新株予約権 (2014年11月20日)	2015年 11月20日～ 2024年 11月19日	4,623	462,300	円 2,410.5	44.2

名 称 (発行年月日)	行使期間	新 株 予約権 の 数	目的となる 株 式 の 数	行 使 価 額	新 株 予約権 行使率
第29回 普通株式 新株予約権 (2014年11月20日)	2015年 11月20日～ 2024年 11月19日	個 4,118	株 411,800	米ドル 20.67	% 47.9
第30回 普通株式 新株予約権 (2015年11月19日)	2016年 11月19日～ 2025年 11月18日	6,625	662,500	円 3,404	41.9
第31回 普通株式 新株予約権 (2015年11月19日)	2016年 11月19日～ 2025年 11月18日	6,905	690,500	米ドル 27.51	28.2
第32回 普通株式 新株予約権 (2016年11月22日)	2017年 11月22日～ 2026年 11月21日	13,270	1,327,000	円 3,364	11.1
第33回 普通株式 新株予約権 (2016年11月22日)	2017年 11月22日～ 2026年 11月21日	12,639	1,263,900	米ドル 31.06	13.3
第34回 普通株式 新株予約権 (2017年11月21日)	2018年 11月21日～ 2027年 11月20日	13,690	1,369,000	円 5,231	—
第35回 普通株式 新株予約権 (2017年11月21日)	2018年 11月21日～ 2027年 11月20日	14,441	1,444,100	米ドル 45.73	1.4
第36回 普通株式 新株予約権 (2018年2月28日)	2019年 2月28日～ 2028年 2月27日	172	17,200	円 5,442	—
第37回 普通株式 新株予約権 (2018年2月28日)	2019年 2月28日～ 2028年 2月27日	150	15,000	米ドル 50.39	—
第38回 普通株式 新株予約権 (2018年11月20日)	2019年 11月20日～ 2028年 11月19日	14,996	1,499,600	円 6,440	—
第39回 普通株式 新株予約権 (2018年11月20日)	2019年 11月20日～ 2028年 11月19日	13,865	1,386,500	米ドル 56.22	—

(注) いずれもストック・オプション付与を目的として金銭による払込みを要しない形で発行したものです。

当社取締役及び執行役の保有状況

名 称	取締役(社外取締役を除く)及び執行役		社 外 取 締 役	
	新株予約権の 目的となる 株 式 の 数	保有者数	新株予約権の 目的となる 株 式 の 数	保有者数
株	株	名	株	名
第18回	1,500	1	—	—
第20回	5,000	1	1,800	1
第22回	8,200	2	—	—
第24回	3,000	1	—	—
第26回	13,500	3	—	—
第28回	129,500	4	—	—
第29回	100,000	1	—	—
第30回	58,200	4	—	—
第31回	200,000	1	—	—
第32回	297,500	5	—	—
第33回	300,000	1	—	—
第34回	207,500	5	—	—
第35回	200,000	1	—	—
第38回	230,000	5	—	—

(注) 上記はいずれも普通株式新株予約権です。

(2) 当年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

当該新株予約権等の内容は、前記(1)に記載のとおりです。

当社従業員、当社子会社の取締役及び従業員への交付状況

名 称	当 社 従 業 員		当 社 子 会 社 の 取 締 役 及 び 従 業 員	
	新株予約権の 目的となる 株 式 の 数	交付者数	新株予約権の 目的となる 株 式 の 数	交付者数
株	株	名	株	名
第38回 普通株式 新株予約権	201,100	176	1,074,300	1,048
第39回 普通株式 新株予約権	4,400	2	1,397,500	844

(3) その他新株予約権等の状況

新株予約権付社債

名 称 (発行年月日)	行使期間	新 株 予約権 の 数	目的となる 株 式 の 数	行 使 価 額	新 株 予約権 行使率
130 % コールオ プション条項付第 6 回 無担保転換社債型 新株予約権付社債 (社債間限定同順位 特約付) (2015年 7月21日)	2015年 9月1日～ 2022年 9月28日	個	株	円	%
		119,961	23,965,358	5,005.6	0.03

(注) 行使価額は、当年度末後の2019年 5月10日以降、4,996.0円に調整されました。

4. 会社員の状況

(1) 当社のコーポレートガバナンスの状況

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上をめざした経営を推進するための基盤としてコーポレートガバナンスが極めて重要なものであるとの考えのもと、コーポレートガバナンス体制の構築とそのさらなる強化に取り組んでいます。

具体的には、次の二つを実施することで、効果的なグループ経営の実現に継続的に取り組んでいます。

- (a) 執行側から独立した社外取締役が相当数を占める取締役会が、指名、監査及び報酬の各委員会を活用しながら、経営に対する実効性の高い監督を行い、健全かつ透明性のある経営の仕組みを構築・維持する。
- (b) 取締役会がグループ経営に関する基本方針その他重要事項について決定するとともに、執行役を含む上級役員（ソニーグループの経営において重要な役割を担う者）に対して、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで業務執行に関する決定権限を大幅に委譲することにより迅速な意思決定を可能にする。

上記に照らして、当社は、会社法上の「指名委員会等設置会社」を経営の機関設計として採用するとともに、業務執行の監督機関である取締役会の執行側からの独立性の確保、取締役会での活発な議論を可能にするための適正な規模の維持、各委員会のより適切な機能の発揮などに関する独自の制度上の工夫を追加しています。

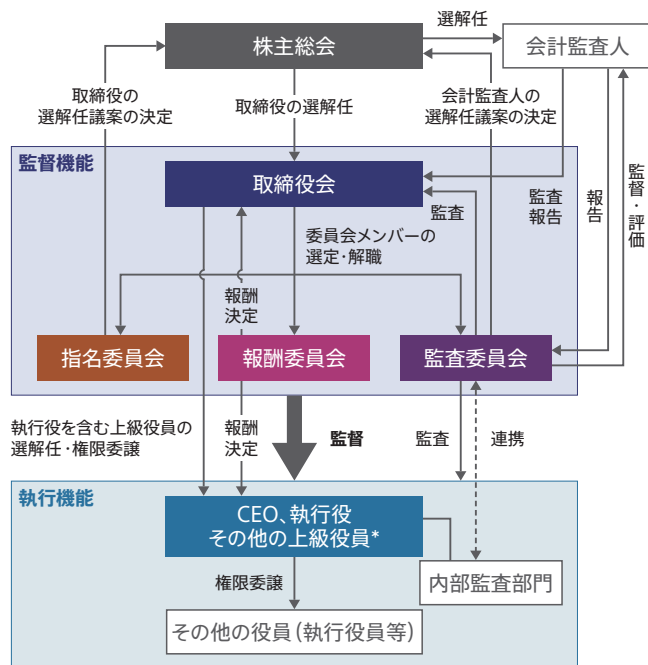
ソニー独自の工夫

ガバナンス強化のため、法令に定められた要件に加え、以下の事項を取締役会規定に盛り込み、制度化しています。

- 取締役会議長・副議長と代表執行役の分離
- 社外取締役の再選回数の制限（原則として再選回数 5 回まで）
- 各委員会議長の社外取締役からの選定
- 利益相反の排除や独立性確保に関する取締役の資格要件の制定
- 指名委員会の 1 名以上は執行役兼務の取締役とすること
- 報酬委員へのソニーグループのCEO、COO、CFO及びこれに準ずる地位を兼務する取締役の就任禁止
- 原則として監査委員の他の委員会メンバーとの兼任禁止
- 取締役の員数を10名以上20名以下とすること

経営機構の概要

当社は、法定機関として、株主総会で選任された取締役からなる取締役会、取締役会に選定された取締役からなる指名・監査・報酬の各委員会、及び取締役会で選任された執行役を設置しています。なお、当社では、グループ全体を統括するCEO、及びCEOを直接補佐し重要かつ広範な本社機能を所管する者を執行役としています。また、CEOを含む執行役及びソニーグループの経営において重要な役割を担う者を上級役員としています。上記に加えて、当社の経営陣につき、経営における役割や責任の大きさに応じて専務、常務、執行役員等の職位を付与しています。



* 上級役員：執行役及びソニーグループの経営において重要な役割を担う者

各機関の主な役割・責務

取締役会(2018年度の開催状況: 9回)

- ソニーグループの経営の基本方針等の決定
- 当社の経営陣から独立した立場でのソニーグループの業務執行の監督
- 各委員会メンバーの選定・解職
- 執行役を含む上級役員の選解任
- 代表執行役の選定・解職

なお、監督機関としての取締役会の機能の強化、社外取締役による事業内容や経営課題の理解の促進、戦略議論の充実などを目的として、社外取締役のみによる会議、経営陣との戦略ワークショップ、社外取締役による事業所訪問、取締役会議長とCEOとの打合せなどを複数回実施しました。

指名委員会(2018年度の開催状況: 5回)

- 取締役の選解任議案の決定
- CEOが策定する、CEO及び指名委員会が指定するその他の役員の後継者計画の評価

指名委員会の構成に関する方針

当社の指名委員会は取締役3名以上で構成され、その過半数は社外取締役とし、かつ1名以上は執行役を兼務する取締役とするとともに、委員会議長は社外取締役から選定されることとしています。なお、指名委員の選定及び解職は、指名委員会の継続性にも配慮して行っています。

さらに、当社においては、一部の社外取締役が指名委員と報酬委員を兼任するなど、指名委員会及び報酬委員会の連携を図り、後継者計画の対象となるCEO及び指名委員会が指定するその他の役員の評価を共有することによって、当該評価対象者の選解任の適否の判断及び報酬の決定を実効的かつ効率的に行う体制を整備しております。

監査委員会(2018年度の開催状況: 6回)

- 取締役・執行役の職務執行の監査
- 会計監査人の監督

監査委員会の構成に関する方針

当社の監査委員会は、以下の要件を全て満たす取締役3名以上で構成され、その過半数は社外取締役とするとともに、委員会議長は社外取締役から選定されることとしています。

また、監査委員は、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者より選定するとともに、原則として指名委員及び報酬委員を兼ねることはできないものとしています。なお、監査委員の選定及び解職は、監査委員会の継続性にも配慮して行っています。

1. 当社又は当社子会社の業務執行取締役、執行役、会計参与、支配人又はその他の使用人でないこと。
2. 当社に適用される米国証券関連諸法令に定める“Independence”要件又はこれに相当する要件を充足すること。

また、監査委員のうち少なくとも1名は、当社に適用される米国証券関連諸法令に定める“Audit Committee Financial Expert”要件又はこれに相当する要件を充足しなければならないとし、当該要件を充足するか否かは取締役会が判断しています。

報酬委員会(2018年度の開催状況: 5回)

- 取締役、上級役員その他の役員の個人別報酬の方針の決定
- 報酬方針にもとづく取締役及び上級役員の個人別報酬の額及び内容の決定

報酬委員会の構成に関する方針

当社の報酬委員会は取締役3名以上で構成され、その過半数は社外取締役とするとともに、委員会議長は社外取締役から選定されることとしています。また、執行役のうちCEO(最高経営責任者)、COO(最高業務執行責任者)及びCFO(最高財務責任者)ならびにこれに準ずる地位を兼務する取締役は報酬委員となることができないものとしています。なお、報酬委員の選定及び解職は、報酬委員会の継続性にも配慮して行っています。

上級役員

- 取締役会が定める職務分掌にしたがったソニーグループの業務執行の決定及び実行

上級役員の選解任方針・手続

当社では、CEOを含む執行役及びソニーグループの経営において重要な役割を担う者を「上級役員」としています。

取締役会は、CEOを含む上級役員の選解任及び担当領域の設定に関する権限を有しており、それらの権限を必要に応じて随時行使するものとしています。CEOを含む上級役員の選任にあたって、取締役会は、指名委員会が策定するCEOに求められる要件やCEO以外の上級役員候補が当社の業務執行において期待される役割等に照らして望ましい資質や経験、実績を有しているかの議論、検討を行ったうえで、適任と考えられる者を選任しています。

また、CEOを含む上級役員の任期は1年としており、その再任にあたっては直近の実績も踏まえて同様の議論、検討を行います。なお、任期途中であっても、取締役会や指名委員会において必要と認める場合、その職務継続の適否について検討を開始し、不適格と認めた場合には、随時、交代、解任を行います。

取締役会からの権限委譲

取締役会は、グループ経営に関する基本方針その他経営上特に重要な事項について決定するとともに、ソニーグループの経営に関する

迅速な意思決定を可能にすべく、CEOを含む上級役員の担当領域を設定したうえで、CEOに対して、業務執行に関する決定及び実行にかかる権限を大幅に委譲しています。CEOはさらに、当該権限の一部を上級役員その他の役員に対して委譲しています。

その他の役員(当社においては執行役員等が相当)

- 取締役会及び上級役員が決定する基本方針にもとづく、ビジネスユニット、本社機能、研究開発などの特定領域における担当業務の実行

取締役会・各委員会の実効性評価

実効性評価に関する当社の考え方

当社は、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営を推進すべく、継続的に取締役会及び各委員会の機能及び実効性の向上に取り組むことが重要であると考えています。この取り組みの一環として、当社は、原則として年に1回以上、かかる実効性評価を実施しています。

直近の実効性評価

取締役会は、前回の実効性評価の結果を踏まえた対応が適切になされていることを確認したうえで、主に2018年度の活動を対象とした実効性評価を2019年2月から4月にかけて実施しました。なお、今回の実効性評価についても、前回と同様に、評価自体の透明性や客観性を確保することと専門的な視点からのアドバイスを得ることを目的として、国内外のコーポレートガバナンスに高い知見を持つ外部専門家による第三者評価も取得したうえで、実施しました。

評価プロセス

まず、取締役会において、前回の実効性評価を踏まえた対応状況及び今回の実効性評価の進め方について審議・確認しました。そのうえで、外部専門家による第三者評価を実施しました。その評価手法は以下のとおりです。

- 取締役会議事録等の資料の閲覧及び取締役会への陪席
- 取締役会・各委員会の開催・運営実務等に関する各事務局との確認
- 取締役会の構成、運営、取締役自身のコミットメント、各委員会の活動、実効性評価の手法そのもの等に関する全取締役に対するアンケートの実施

- 取締役会議長、新任取締役、CEOを兼務する取締役その他一部の取締役に対するインタビューの実施

- 日本及び欧米のグローバル企業との比較等

その後、取締役会が、当該外部専門家より第三者評価の結果についての報告を受け、その内容を分析・審議し、取締役会・各委員会の実効性確保の状況を確認しました。

評価結果の概要

外部専門家による第三者評価の結果として、取締役会は、取締役の自己評価、日本・欧米のグローバル企業との比較等の諸点から、高く評価されるべき構成及び運営がなされている旨の報告を受けました。取締役会としては、その報告内容を踏まえて実効性確保の状況について分析・審議した結果、2019年4月時点において取締役会及び各委員会の実効性は十分に確保されていることを改めて確認しました。なお、当該外部専門家から、取締役会・各委員会の実効性をさらに高めるために、他社事例も踏まえて検討対象となりうる選択肢として、任意委員会の設置可能性、社外取締役の一層の充実、報酬制度に関する開示の一層の充実、社外取締役のさらなる多様性の確保と開示の充実等に関する案が例示されました。

今後の取り組み

当社は、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営をさらに推進すべく、今回の取締役会及び各委員会の実効性評価の結果、ならびにかかるプロセスの中で各取締役から提示された多様な意見や外部専門家から提示された視点等を踏まえて、継続的に取締役会及び各委員会の機能向上に取り組んでいきます。

(ご参考)

コーポレートガバナンス報告書

<https://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/governance.html>

サステナビリティレポート(コーポレートガバナンス)

https://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr_report/governance/

(2) 取締役及び執行役の状況

■ 取締役

氏 名	担当及び重要な兼職等の状況
吉 田 憲一郎	■ 指名委員
平 井 一 夫	—
*永 山 治	■ 取締役会議長 ■ 指名委員会議長 中外製薬(株) 代表取締役会長
*隅 修 三	■ 取締役会副議長 ■ 指名委員 東京海上ホールディングス(株) 取締役会長 (株)豊田自動織機 社外取締役
*原 田 泳 幸	■ 報酬委員会議長
Tim Schaaff (ティム・シャーフ)	■ 情報セキュリティ担当 Intertrust Technologies Corporation チーフ・プロダクト・オフィサー
*松 永 和 夫	■ 監査委員会議長 三菱ふそうトラック・バス(株) 代表取締役会長 高砂熱学工業(株) 社外取締役 橋本総業ホールディングス(株) 社外取締役
*宮 田 孝 一	■ 指名委員 (株)三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 (株)三井住友銀行 取締役会長 (株)三越伊勢丹ホールディングス 社外監査役
*John V. Roos (ジョン・ルース)	■ 指名委員 ■ 報酬委員 Salesforce.com, inc. 社外取締役 The Roos Group, LLC CEO Geodesic Capital ファウンディング・パートナー

氏 名	担当及び重要な兼職等の状況
*桜 井 恵理子	■ 報酬委員 ダウ・東レ(株) 代表取締役会長・CEO (株)三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役
*皆 川 邦 仁	■ 監査委員 参天製薬(株) 社外取締役
*Nicholas Donatiello, Jr. (ニコラス・ドナテロ)	■ 報酬委員 Odyssey Ventures, Inc. プレジデント兼CEO Dolby Laboratories, Inc. 社外取締役 Big 5 Sporting Goods Corporation 社外取締役 American Funds: EuroPacific Growth Fund, New Perspective Fund, and New World Fund 取締役会議長
*岡 俊 子	■ 監査委員 (株)岡&カンパニー 代表取締役 (株)ハビネット 社外監査役 三菱商事(株) 社外取締役 日立金属(株) 社外取締役

(注1) *は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、全員を東京証券取引所が定める独立役員として届け出しています。

(注2) 監査委員 皆川邦仁氏は財務及び監査に関する幅広い実務経験を、監査委員 岡俊子氏は会計事務所や社外取締役・監査役のキャリアを通じて企業経営及び会計に関する幅広い見識をそれぞれ有しており、両氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
なお、当社はニューヨーク証券取引所に上場しているため、監査委員全員について一定の独立性が求められることもあり、常勤の監査委員を選定していませんが、監査委員会の職務執行を補佐する者を置くとともに、内部監査、その他社内関係部署及び会計監査人と連携し、監査活動の充実に努めています。

(注3) Nicholas Donatiello, Jr.氏は、2018年6月27日付で逝去により退任しました。

(注4) 宮田孝一氏は、当年度末後の2019年4月1日付で(株)三井住友フィナンシャルグループ取締役会長を退任しました。

■ 執行役

役 位	氏 名	主な担当
代表執行役 社長	*吉 田 憲一郎	CEO
代表執行役 専務	十 時 裕 樹	CFO
執 行 役 常務	神 戸 司 郎	法務、コンプライアンス、広報、CSR、 渉外、品質、環境、情報セキュリティ & プライバシー担当
執 行 役 常務	安 部 和 志	人事、総務担当
執 行 役 常務	勝 本 徹	R&D、メディカル事業担当

(注) *は取締役を兼務する者です。

(3) 責任限定契約の概要

当社の定款規定にもとづき、社外取締役を含む非業務執行取締役全員との間で締結している責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。

- 非業務執行取締役は、責任限定契約締結後、会社法第423条第1項により当社に対し損害賠償義務を負う場合において、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、3,000万円又は会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。
- 非業務執行取締役の任期満了時において、再度当社の非業務執行取締役に選任され就任したときは、責任限定契約は何らの意思表示を要せず当然に再任後も効力を有するものとする。

(4) 取締役及び執行役の報酬等の額

	基 本 報 酬	
	人 数	支給額
■ 取締役 (うち、社外取締役)	13 ^(注1、2) (11)	227 ^(注3) (152)
■ 執行役	8 ^(注2)	338
合 計	21	565

	業 績 連 動 報 酬	
	人 数	支給額
■ 取締役 (うち、社外取締役)	— (—)	— (—)
■ 執行役	6 ^(注5)	382 ^(注6)
合 計	6	382

	株 式 退 職 金	
	人 数	支給額
■ 取締役 (うち、社外取締役)	2 (2)	89 ^(注7) (89)
■ 執行役	—	—
合 計	2	89

(注1) 当社は、執行役を兼務する取締役に對しては取締役としての報酬は支給していませんので、上記の取締役に執行役を兼務する取締役1名は含まれていません。

(注2) 前年の定時株主総会開催日に退任した取締役1名及び同日付で退任した執行役3名、ならびに在任期間中に逝去した取締役1名を含んでいます。

(注3) 在任中に逝去した取締役1名に関連して支払われた弔慰金を含んでいます。

(注4) 当社は、執行役を兼務しない取締役に對して業績連動報酬を支給していません。

(注5) 前年の定時株主総会開催日に退任した執行役1名を含んでいます。

(注6) 上記の2018年度業績連動報酬は、2019年6月に支給する予定の金額です。

(注7) 上記の株式退職金は、退任予定の取締役2名に対して支給する予定の金額です。なお、株式退職金は、実際には退任時の当社普通株式の株価にもとづき算出されますが、2019年3月29日現在の当社普通株式の株価(終値)で試算した金額を記載しています。

(注8) 上記のほか、株価連動報酬として、譲渡制限付株式及びストック・オプション付与を目的とした新株予約権を発行しています。譲渡制限付株式については、当年度において、業務執行取締役ではない取締役分として15百万円及び執行役分として265百万円の会計上の費用をそれぞれ計上しました。ストック・オプション付与を目的とした新株予約権については、当年度において、執行役分として874百万円の会計上の費用を計上しました。なお、新株予約権の内容については、57頁以降の「新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(5) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役及び上級役員の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は、報酬委員会が決定することとされており、報酬委員会によって定められた当該方針は、次のとおりです。

① 取締役報酬について

取締役の主な職務がソニーグループ全体の経営に対する監督であることに鑑み、グローバル企業であるソニーグループの経営に対する監督機能の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の取締役として確保するとともに、その監督機能を有効に機能させることを取締役報酬決定に関する基本方針としています。なお、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給していません。

この基本方針を踏まえて、取締役の報酬の構成を

- 定額報酬
- 株価連動報酬
- 株式退職金

とし、各報酬項目の水準及び構成比については、第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、適切に設定されるよう、前述の方針に沿った設定を行うものとしています。

株価連動報酬については、譲渡制限付株式を用いて、株主との価値共有を一層促進すること及び健全かつ透明性のある経営の仕組みの構築・維持に対するインセンティブとして有効に機能するよう適切な制限や条件を設定するものとしています。

株式退職金については、在任年度ごとに報酬委員会にて定められるポイントを取締役に付与し、退任時にその累積数に当社普通株式の株価を乗じて算出される金額としています。なお、取締役については、譲渡制限付株式の付与が行われた年度については、株式退職金のポイントを付与していません。

② 上級役員の報酬について

上級役員がソニーグループ又は各事業の業務執行の中核を担う経営層であることに鑑み、会社業績の一層の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の経営層として確保するとともに、短期及び

中長期の業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを上級役員の報酬決定に関する基本方針としています。

この方針を踏まえて、上級役員の報酬の基本的な構成を

- 定額報酬
- 業績連動報酬
- 株価連動報酬
- 株式退職金

とし、各報酬項目の水準及び構成比については、業績及び株主価値への連動を重視し、第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、担っている職責に応じ適切に設定されるよう、前述の方針に沿った設定を行うものとしています。

業績連動報酬については、中長期及び当該事業年度の経営数値目標の達成をめざすインセンティブとして有効に機能するよう適切な仕組みや指標が設定されるものとしています。具体的には、支給対象年度における(1)ROE(株主資本利益率)、当期純利益及びキャッシュ・フローなどの連結又は個社の業績に関する指標(以下「業績関連指標」)のうち、担当領域に応じた設定された指標の達成度、及び(2)担当領域に関する個人業績の達成度を支給額決定の基礎とし、それぞれの達成度を踏まえ、標準支給額に対し、原則0%から200%の範囲で支給額が変動するものとしています。なお、業績連動報酬の標準支給額は、それぞれの職責に応じた、金銭報酬額(定額報酬と業績連動報酬の支給額の合計額)全体の内、適切な割合となるように設定されています。

株価連動報酬については、ストック・オプションや譲渡制限付株式などの株価に連動した報酬の仕組みを用いて、中長期的な株主価値向上をめざすインセンティブとして有効に機能するよう適切な制限や条件を設定するものとしています。また株価連動報酬は、それぞれの職責に応じ、金銭報酬額(定額報酬と業績連動報酬の支給額の合計額)と株価連動報酬額の合計額に対して適切な割合となるよう設定されています。

株式退職金については、在任年度ごとに報酬委員会にて定められるポイントを上級役員に付与し、退任時にその累積数に当社普通株式の株価を乗じて算出される金額としています。

(6) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方法

前述の報酬方針にもとづいた、取締役及び上級役員の個人別報酬支給額及び内容は報酬委員会が決定しています。

具体的には、原則、毎年、定時株主総会開催日後に開催される報酬委員会において、取締役及び上級役員の各個人の当該事業年度における報酬の基本支給額及び内容を決定し、対象事業年度終了後に開催される報酬委員会において最終的な報酬支給額を決定しています。なお、業績連動報酬については、各上級役員について、業績連動報酬の標準支給額ならびに業績関連指標(各指標の配分含む)及び個人業績の目標が設定され、対象事業年度終了後に開催される報酬委員会において、当該目標の達成度に応じて支給額を決定しています。

2018年度も同様の手続にもとづき、取締役及び上級役員の個人別報酬支給額を報酬委員会が決定しています。

(7) 2018年度における執行役に対する業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

2018年度における執行役の業績連動報酬の標準支給額は、金銭報酬額(定額報酬と業績連動報酬の支給額の合計額)全体の37.5%から50.0%の割合でした。また、2018年度において執行役に主に適用された業績関連指標とその配分は以下のとおりです。ソニーの第三次中期経営計画において営業活動によるキャッシュ・フローが最も重視される経営指標として設定されたことにともない、金融分野を除いたベースでの営業活動によるキャッシュ・フロー(以下「営業CF」)の配分を最も高く設定したことに加え、当該第三次中期経営計画の数値目標に含まれるROE(株主資本利益率)も指標として設定しました。また、当該事業年度の経営数値目標の達成をめざすインセンティブとして機能させるべく、当期純利益も指標として設定しました。

評価指標	評価ウェイト
営業CF	50%
当期純利益	40
ROE	10

業績関連指標のうち、2018年度の営業CFの目標値は、第三次中期経営計画の目標数値である、2018年度からの3年間ににおいて2兆円以上の営業CFの創出をめざすべく、報酬委員会がインセンティブとして有効に機能すると判断した数値が設定されました。業績関連指標のうち、2018年度の当期純利益については、2018年度通期の連結業績見通しとして、2018年4月に公表された数値である4,800億円、2018年度のROEについては15.1%が目標値としてそれぞれ設定されました。なお、2018年度の業績関連指標の実績は、営業CFが7,534億円、当期純利益が9,163億円、及びROEが27.3%であり、それぞれ目標値を上回る結果となりました。2018年度の執行役の業績連動報酬は、前述の「(5) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」に記載のとおり、担当領域に応じて設定された業績関連指標の達成度、及び担当領域に関する個人業績の達成度を支給額決定の基礎とし、それぞれの達成度を踏まえ、標準支給額に対し、原則0%から200%の範囲で決定されました。

(ご参考)

譲渡制限付株式報酬制度について

当社は、2017年度より当社の執行役及びその他経営幹部、ならびに当社の業務執行取締役でない取締役（以下「非業務執行取締役」）を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。

この制度は、当社の執行役及びその他経営幹部については、株主との価値共有を一層促進すること、ならびに、中長期の業績及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能させることを目的とするものです。また、非業務執行取締役については、株主との価値共有を一層促進すること及び健全かつ透明性のある経営の仕組みの構築・維持に対するインセンティブとして機能させることを目的としています。

具体的には、一定期間、割り当てられた当社普通株式を自由に譲渡その他の処分をすることができないこと（以下「譲渡制限」）及び一定の事由が生じた場合には当社が当該割り当てられた当社普通株式を無償取得することを条件に、当社普通株式を執行役及びその他経営幹部、ならびに非業務執行取締役に付与します。前述の譲渡制限期間及び譲渡制限が解除される要件や付与対象者、ならびに付与数など同制度の具体的内容については、報酬委員会が決定します。

(8) 社外取締役の活動状況

独立性に関して当社が独自に定める要件を満たした各社外取締役は、取締役会や各委員会において、多様かつ豊富な経験や幅広い見識、専門的知見にもとづく経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて、経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、取締役会による経営に対する実効性の高い監督の実現に寄与しています。

各社外取締役の取締役会及び各委員会への出席状況ならびに経験及び専門性については、次のとおりです。

氏 名	取締役会及び担当委員会への出席状況／ 経験及び専門性
永 山 治	■ 取締役会 100%（9回／9回） ■ 指名委員会 100%（5回／5回） グローバル企業の経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有する。
隅 修 三	■ 取締役会 100%（9回／9回） ■ 指名委員会 100%（5回／5回） グローバル企業の経営者として培われた豊富な経験、経済産業界の各方面での取り組みを通じた幅広い見識を有する。
原 田 泳 幸	■ 取締役会 100%（9回／9回） ■ 報酬委員会 100%（5回／5回） グローバル企業における豊富な経験、IT及びコンシューマビジネスの経営に関する幅広い見識を有する。
松 永 和 夫	■ 取締役会 100%（9回／9回） ■ 監査委員会 100%（6回／6回） 経済産業省における職務を通じて培った、グローバルな産業界・行政分野における豊富な経験と深い見識を有する。
宮 田 孝 一	■ 取締役会 100%（9回／9回） ■ 指名委員会 100%（5回／5回） 銀行経営に関する豊富な経験と深い見識を有する。

氏 名	取締役会及び担当委員会への出席状況／ 経験及び専門性
John V. Roos (ジョン・ルース)	■ 取締役会 100% (9回／9回) ■ 指名委員会 100% (5回／5回) ■ 報酬委員会 100% (4回／4回) 企業法務・証券法関連の弁護士、テクノロジー分野に強みをもつ大手弁護士事務所のCEOやシリコンバレーを拠点とする大手企業に対するアドバイザーなどの豊富な経験に加え、元駐日米国大使としてビジネスや行政、国際渉外に精通する。
桜 井 恵理子	■ 取締役会 100% (9回／9回) ■ 報酬委員会 100% (5回／5回) グローバル企業の経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有する。
皆 川 邦 仁	■ 取締役会 100% (9回／9回) ■ 監査委員会 100% (6回／6回) エレクトロニクス産業分野におけるグローバルな経験、財務及び監査に関する幅広い見識及び実務経験を有する。
Nicholas Donatiello, Jr. (ニコラス・ドナテロ)	■ 取締役会 1回／1回 ■ 報酬委員会 — 企業の経営者、コンサルタントならびにビジネススクール教員として、メディア、エンタテインメント及びテクノロジー分野に関する深い見識を有する。
岡 俊 子	■ 取締役会 100% (7回／7回) ■ 監査委員会 100% (4回／4回) コンサルタントとしてM&Aを含む幅広い経営戦略立案経験を有すると同時に、会計事務所や社外取締役・監査役のキャリアを通じて企業経営及び会計に関する幅広い見識を有する。

(注 1) Nicholas Donatiello, Jr.氏は、2018年6月27日付で逝去により退任しましたので、担当委員会である報酬委員会には出席していません。同氏の退任にともない、John V. Roos氏は、2018年7月31日付で報酬委員に就任しましたので、当該委員会の開催回数の記載は他の社外取締役と異なります。
また、岡俊子氏は、前年の定時株主総会(2018年6月19日開催)において新たに取締役に選任されましたので、取締役会及び監査委員会の開催回数の記載は他の社外取締役と異なります。

(注 2) 社外取締役以外の取締役3名(吉田憲一郎、平井一夫、Tim Schaaflの各氏)は、当年度に開催された取締役会及び担当委員会の全てに出席しました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
	百万円
① 当社及び当社子会社が支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	1,501
② 当社が支払うべき会計監査人の 監査報酬等の額	533

(注 1) 監査委員会は、執行役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の従前の職務執行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行ったうえで、上記報酬等の額について同意しています。

(注 2) 上記①には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、国際財務報告基準導入にかかるアドバイザー業務、内部統制関連アドバイザー業務等の対価が含まれています。

(注 3) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を区分していないため、上記②の金額はこれらの合計額を記載しています。

(注 4) 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員会の委員の全員の同意にもとづき、監査委員会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査委員会が選定した監査委員会の委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告する方針です。

なお、監査委員会は、法令又は基準等が定める会計監査人の独立性及び適格性を勘案して、再任又は不再任の決定を行う方針です。

【注記】

本事業報告中の各項目は、特記している場合を除き、2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)又は2018年度末(2019年3月31日)現在の状況を記載しています。
また、本事業報告では、会社法及び会社法施行規則にもとづき開示すべき事項であっても、当社にとって記載すべき事項がない場合には、記載を省略しています。

連結貸借対照表

科 目	前年度(ご参考) (2018年 3 月31日現在)	当年度 (2019年 3 月31日現在)
資 産 の 部	百万円	百万円
流 動 資 産	5,176,096	5,246,612
現金・預金及び現金同等物	1,586,329	1,470,073
有 価 証 券	1,176,601	1,324,538
受取手形、売掛金及び契約資産	1,061,442	1,091,242
貸 倒 引 当 金	△48,663	△25,440
棚 卸 資 産	692,937	653,278
未 収 入 金	190,706	223,620
前払費用及びその他の流動資産	516,744	509,301
繰 延 映 画 製 作 費	327,645	409,005
投 資 及 び 貸 付 金	10,756,058	11,724,651
関連会社に対する投資及び貸付金	157,389	163,365
投資有価証券その他	10,598,669	11,561,286
有 形 固 定 資 産	739,470	777,053
土 地	84,358	83,992
建 物 及 び 構 築 物	655,434	664,157
機械装置及びその他の有形固定資産	1,798,722	1,585,382
建 設 仮 勘 定	38,295	39,208
減 価 償 却 累 計 額	△1,837,339	△1,595,686
そ の 他 の 資 産	2,066,269	2,824,265
無 形 固 定 資 産	527,168	917,966
営 業 権	530,492	768,552
繰 延 保 険 契 約 費	586,670	595,265
繰 延 税 金	96,772	202,486
そ の 他	325,167	339,996
資 産 合 計	19,065,538	20,981,586

(注) 前年度(2018年 3 月31日現在)はご参考(監査対象外)です。

科 目	前年度(ご参考) (2018年 3 月31日現在)	当年度 (2019年 3 月31日現在)
負 債 の 部	百万円	百万円
流 動 負 債	5,620,541	6,079,815
短 期 借 入 金	496,093	618,618
1年以内に返済期限の到来する長期借入債務	225,522	172,461
支払手形及び買掛金	468,550	492,124
未 払 金・未 払 費 用	1,514,433	1,693,048
未払法人税及びその他の未払税金	145,905	135,226
銀行ビジネスにおける顧客預金	2,159,246	2,302,314
そ の 他	610,792	666,024
固 定 負 債	9,788,630	10,456,280
長 期 借 入 債 務	623,451	568,372
未 払 退 職・年金費用	394,504	384,232
繰 延 税 金	449,863	531,421
保険契約債務その他	5,221,772	5,642,671
生命保険ビジネスにおける契約者勘定	2,820,702	3,048,202
そ の 他	278,338	281,382
負 債 合 計	15,409,171	16,536,095
償還可能非支配持分	9,210	8,801
資 本 の 部		
当社株主に帰属する資本	2,967,366	3,746,377
資 本 金		
普通株式(額面無し)		
2017年度末	865,678	
発行可能株式総数	—3,600,000,000株	
発行済株式数	—1,266,552,149株	
2018年度末		874,291
発行可能株式総数	—3,600,000,000株	
発行済株式数	—1,271,230,341株	
資 本 剰 余 金	1,282,577	1,266,874
利 益 剰 余 金	1,440,387	2,320,586
累積その他の包括利益	△616,746	△610,670
未実現有価証券評価益	126,191	135,035
未実現デリバティブ評価損	△1,242	△19
年 金 債 務 調 整 額	△296,444	△310,457
外 貨 換 算 調 整 額	△445,251	△435,229
自 己 株 式		
普通株式(額面無し)		
2017年度末	△4,530	
2018年度末	—20,483,474株	△104,704
非 支 配 持 分	679,791	690,313
資 本 合 計	3,647,157	4,436,690
負 債 及 び 資 本 合 計	19,065,538	20,981,586

連結損益計算書

科 目	前年度(ご参考) (2017年 4 月 1 日から 2018年 3 月31日まで)	当年度 (2018年 4 月 1 日から 2019年 3 月31日まで)
	百万円	百万円
売 上 高 及 び 営 業 収 入	8,543,982	8,665,687
純 売 上 高	7,231,613	7,306,235
金 融 ビ ジ ネ ス 収 入	1,221,235	1,274,708
営 業 収 入	91,134	84,744
売上原価、販売費・一般管理費及び その他の一般費用	7,817,691	7,768,453
売 上 原 価	5,188,259	5,150,750
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,583,197	1,576,825
金 融 ビ ジ ネ ス 費 用	1,042,163	1,112,446
その他の営業損(益)(純額)	4,072	△71,568
持分法による投資利益(損失)	8,569	△2,999
営 業 利 益	734,860	894,235
そ の 他 の 収 益	23,728	144,735
受取利息及び受取配当金	19,784	21,618
投資有価証券売却益(純額)	1,517	—
持分証券に関する利益(純額)	—	118,677
そ の 他	2,427	4,440
そ の 他 の 費 用	59,539	27,322
支 払 利 息	13,566	12,467
投資有価証券評価損	4,955	—
為 替 差 損 (純 額)	30,634	11,279
そ の 他	10,384	3,576
税 引 前 利 益	699,049	1,011,648
法 人 税 等	151,770	45,098
当 年 度 分	127,685	166,748
繰 延 税 額	24,085	△121,650
当 期 純 利 益	547,279	966,550
非支配持分に帰属する当期純利益	56,485	50,279
当社株主に帰属する当期純利益	490,794	916,271

(注) 前年度(2017年 4 月 1 日から2018年 3 月31日まで)はご参考(監査対象外)です。

連結資本変動表

(単位：百万円)

	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金		累積その他の の包括利益	自 己 株 式	当社株主に帰属 する資本合計	非支配持分	資 本 合 計
2017年 3 月31日現在残高	860,645	1,275,337	984,368		△618,769	△4,335	2,497,246	638,176	3,135,422
新株の発行	488	488					976		976
新株予約権の行使	4,533	4,532					9,065		9,065
転換社債型新株予約権付社債の 株式への転換	12	12					24		24
株式にもとづく報酬		3,160					3,160		3,160
包括利益									
当期純利益			490,794				490,794	56,485	547,279
その他の包括利益 (税効果考慮後)									
未実現有価証券 評価損益					△444		△444	1,514	1,070
未実現デリバティブ 評価損					△1,184		△1,184		△1,184
年金債務調整額					12,292		12,292	98	12,390
外貨換算調整額					△8,641		△8,641	2,306	△6,335
包括利益合計							492,817	60,403	553,220
新株発行費(税効果考慮後)		△879					△879		△879
配当金			△34,775				△34,775	△14,361	△49,136
自己株式の取得						△199	△199		△199
自己株式の売却		0				4	4		4
非支配持分株主との取引 及びその他		△73					△73	△4,427	△4,500
2018年 3 月31日現在残高	865,678	1,282,577	1,440,387		△616,746	△4,530	2,967,366	679,791	3,647,157
新基準による累積影響額			7,976		△15,526		△7,550	5,432	△2,118
新株の発行	431	431					862		862
新株予約権の行使	8,174	8,174					16,348		16,348
転換社債型新株予約権付社債の 株式への転換	8	8					16		16
株式にもとづく報酬		1,159					1,159		1,159
包括利益									
当期純利益			916,271				916,271	50,279	966,550
その他の包括利益 (税効果考慮後)									
未実現有価証券 評価益					24,370		24,370	8,915	33,285
未実現デリバティブ 評価益					1,223		1,223		1,223
年金債務調整額					△14,013		△14,013	53	△13,960
外貨換算調整額					10,022		10,022	△1,578	8,444
包括利益合計							937,873	57,669	995,542
新株発行費(税効果考慮後)		△147					△147		△147
配当金			△44,048				△44,048	△28,961	△73,009
自己株式の取得						△100,177	△100,177		△100,177
自己株式の売却		1				3	4		4
非支配持分株主との取引 及びその他		△25,329					△25,329	△23,618	△48,947
2019年 3 月31日現在残高	874,291	1,266,874	2,320,586		△610,670	△104,704	3,746,377	690,313	4,436,690

(注) 前年度(2017年 4 月 1 日から2018年 3 月31日まで)はご参考(監査対象外)です。

貸借対照表

科 目	前年度(ご参考) (2018年 3月31日現在)	当年度 (2019年 3月31日現在)
資 産 の 部	百万円	百万円
流 動 資 産		
現金及び預金	7,646	6,858
受取掛手形	70	43
売掛金	44,452	41,976
仕入掛金	12	108
原材料及び貯蔵品	575	195
前払費用	59	47
預け金	2,887	4,036
貸倒引当金	472,492	235,303
流動資産合計	143,195	152,572
固定資産	△76	△57
有形固定資産	671,312	441,082
建物	180,041	181,941
減価償却累計額(純額)	△137,141	△138,210
構築物	42,900	43,731
減価償却累計額(純額)	9,652	9,516
機械及び装置	△7,684	△7,614
減価償却累計額(純額)	1,968	1,902
車両運搬具	15,084	15,859
減価償却累計額(純額)	△11,140	△12,003
工具、器具及び備品	3,944	3,856
減価償却累計額(純額)	105	73
工具、器具及び備品(純額)	△48	△62
土地	57	10
リース資産	10,850	11,291
減価償却累計額	△8,163	△8,416
リース資産(純額)	2,688	2,875
建設仮勘定	19,751	19,464
有形固定資産合計	1,345	1,279
無形固定資産	△1,272	△1,230
無特許権	72	49
借入金	178	164
リース資産	71,558	72,051
ソフトウェア		
リース資産	305	234
その他	1,537	1,540
無形固定資産合計	24	15
投資その他の資産	20,697	13,274
投資有価証券	24,498	16,599
関係会社株		
出資会社	85,416	106,008
関係会社出資金	2,006,570	1,975,995
長期前払費用	1	1
繰延税金資産	102,297	102,297
貸倒引当金	835,564	741,012
貸倒引当金	383	394
貸倒引当金	4,678	3,941
貸倒引当金	6,678	716
貸倒引当金	14,476	15,506
投資その他の資産合計	△262,179	△233,684
固定資産合計	2,793,883	2,712,185
資産合計	2,889,939	2,800,834
負債	3,561,251	3,241,916

(注) 前年度(2018年 3月31日現在)はご参考(監査対象外)です。

科 目	前年度(ご参考) (2018年 3月31日現在)	当年度 (2019年 3月31日現在)
負 債 の 部	百万円	百万円
流 動 負 債		
支払手形	1,360	1,451
買掛金	12,263	11,560
短期借入金	6,436	846
1年内返済予定の長期借入金	29,700	—
1年内償還予定の社債	166,300	120,000
リース債務	62	47
未払金	50,761	44,193
未払費用	68,414	39,597
未払法人税等	583	222
前受り金	5,666	6,188
前受収益	11,887	10,835
賞与引当金	1,324	1,657
その他の負債	8,522	8,695
流動負債合計	656	117
固定負債	363,934	245,409
社債		
新株予約権付社債	260,000	140,000
リース債務	119,976	119,961
退職給付引当金	97	62
パソコン回収再資源化引当金	83,434	81,355
債務保証損失引当金	585	564
資産除去債務	—	17,624
その他の負債	2,207	2,194
固定負債合計	43,974	43,062
負債合計	510,273	404,822
純資産の部	874,207	650,231
株 主 資 本		
資本金		
資本剰余金	865,678	874,291
資本準備金		
その他資本剰余金	1,079,371	1,087,984
資本剰余金合計	1,072	1,073
利益剰余金	1,080,443	1,089,057
利益準備金		
その他利益剰余金	34,870	34,870
繰越利益剰余金	668,447	645,559
利益剰余金合計	703,316	680,429
自己株式	△4,530	△104,704
株主資本合計	2,644,907	2,539,072
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	31,618	41,101
評価・換算差額等合計	31,618	41,101
新株予約権	10,519	11,512
純資産合計	2,687,044	2,591,685
負債純資産合計	3,561,251	3,241,916

損益計算書

科 目	前年度(ご参考) (2017年 4 月 1 日から 2018年 3 月31日まで)		当年度 (2018年 4 月 1 日から 2019年 3 月31日まで)
	百万円		百万円
営 業 収 益			
売 上 高	363,950		173,314
関 係 会 社 受 取 配 当 金	172,736		200,121
営 業 収 益 合 計	536,686		373,436
売 上 原 価	259,999		81,622
売 上 総 利 益	276,687		291,814
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	166,025		150,067
営 業 利 益	110,662		141,747
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,889		4,679
そ の 他	41,365		45,742
営 業 外 収 益 合 計	47,254		50,421
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	290		75
そ の 他	39,806		34,630
営 業 外 費 用 合 計	40,096		34,706
経 常 利 益	117,819		157,462
特 別 利 益			
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	—		29,299
関 係 会 社 株 式 売 却 益	20,682		—
固 定 資 産 売 却 益	6,362		—
特 別 利 益 合 計	27,045		29,299
特 別 損 失			
関 係 会 社 株 式 評 価 損	5,091		184,929
関 係 会 社 債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	—		17,624
関 係 会 社 支 援 損	64,824		—
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7,283		—
特 別 損 失 合 計	77,197		202,552
税 引 前 当 期 純 利 益	67,667		△15,792
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	△34,533		△32,696
法 人 税 等 調 整 額	△21,159		1,777
法 人 税 等 合 計	△55,692		△30,919
当 期 純 利 益	123,359		15,127

(注) 前年度(2017年 4 月 1 日から2018年 3 月31日まで)はご参考(監査対象外)です。

会計監査人の会計監査報告(連結計算書類)

独立監査人の監査報告書

2019年 5 月15日

ソニー株式会社
取締役会 御中

P w C あ ら た 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 内 仁 志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井 野 貴 章 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保田 正 崇 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第 4 項の規定に基づき、ソニー株式会社の2018年 4 月 1 日から2019年 3 月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本変動表及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の 3 第 3 項において準用する同規則第120条第 1 項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の 3 第 3 項において準用する同規則第120条第 1 項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ソニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の会計監査報告(計算書類)

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

ソニー株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 木内 仁 志 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井野 貴 章 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保田 正 崇 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソニー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告

当監査委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年事業年度における執行役及び取締役（以下「執行役等」という。）の職務の執行、事業報告及びその附属明細書（以下「事業報告等」という。）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本変動表及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（以下「内部統制及びガバナンスの枠組み」という。）について執行役並びに使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制に関わる部門と連携のうえ、執行役の会議等重要な会議に出席しまたは監査委員会の職務を補助すべき使用人をして出席せしめ、執行役等及び使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しまたは監査委員会の職務を補助すべき使用人をして閲覧せしめ、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に

従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告等及び計算書類等並びに連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 執行役等の職務の執行及び事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 執行役等の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制及びガバナンスの枠組みに関する取締役会の決議の内容は相当であり、事業報告に適切に記載されていると認めます。また、当該内部統制及びガバナンスの枠組みに関する執行役等の職務の執行についても、相当であると認めます。

(2) 計算書類等の監査結果

会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

ソニー株式会社 監査委員会

監査委員（議長）	松 永 和 夫 ㊞
監査委員	皆 川 邦 仁 ㊞
監査委員	岡 俊 子 ㊞

（注）監査委員は全員、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

日時

2019年6月18日(火曜日)午前10時

(受付開始予定：午前8時30分)

場所

グランドプリンスホテル新高輪

「国際館パミール」

東京都港区高輪3丁目13番1号 電話：(03)3442-1111

交通

JR又は京浜急行

「品川」駅(高輪口)徒歩約8分

都営地下鉄浅草線

「高輪台」駅(A1出口)徒歩約6分

ご注意

- 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 株主総会にご出席の株主様への「お土産」及び株主総会当日の「商品展示」はございません。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

株主総会に関するお問い合わせ先

ソニー株式会社 財務部SRグループ
〒108-0075 東京都港区港南1丁目7番1号
電話：(03)6748-2111(代表)

✉ 株主Eメール：Kabu_net@jp.sony.com

株式事務に関するお問い合わせ先

株主様の各種手続き(住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取・買増請求など)の窓口については、ご所有の株式が記録されている口座によって異なりますので、ご注意ください。

証券会社に口座を
開設されている株主様

お取引口座のある証券会社にお問い合わせください。

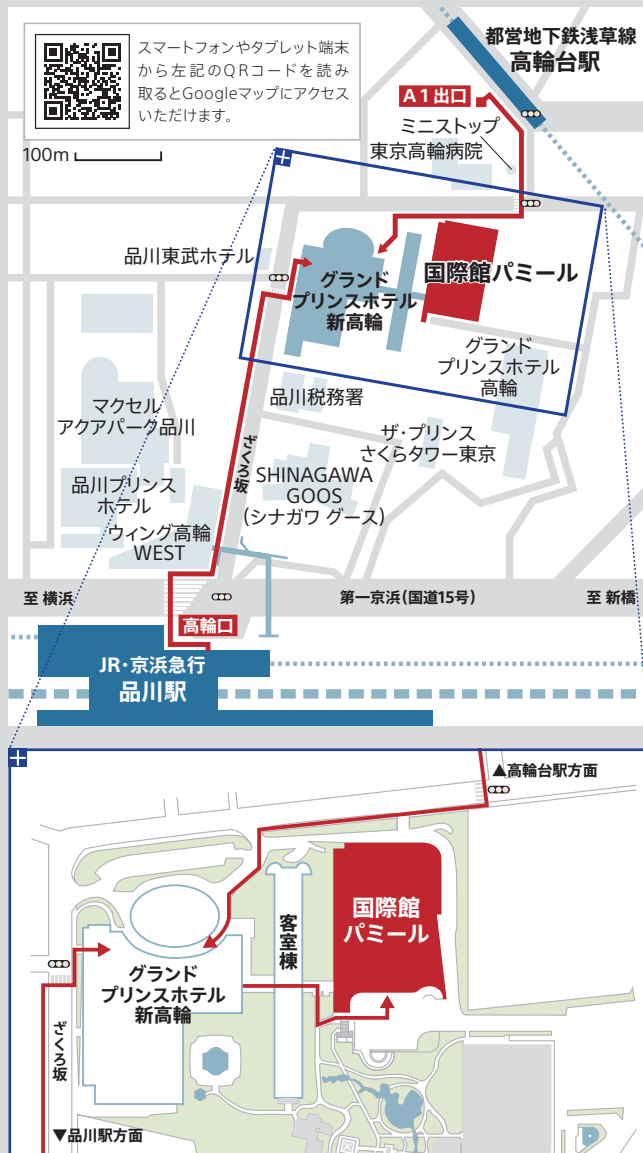
「特別口座*」に
記録されている株主様

当社の特別口座管理機関(兼 株主名簿管理人)である三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部にお問い合わせください。

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

☎ 0120-232-711(通話料無料)

*株券電子化実施日(2009年1月5日)において「株式会社証券保管振替機構(ほふり)」をご利用でなかった株主様の権利を確保するために、当社が当該株主様の名義で開設した口座です。



株 主 各 位

第102回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

① 事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制」	1
② 事業報告の「7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」	5
③ 連結計算書類の連結注記表	9
④ 計算書類の株主資本等変動計算書	15
⑤ 計算書類の個別注記表	16

2019年5月28日

ソニー株式会社

上記の事項は、法令及び当社定款の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sony.co.jp/IR/>)に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる当社及び当社子会社(以下「ソニーグループ各社」といい、当社と総称して「ソニーグループ」という。)の内部統制及びガバナンスの枠組みに関する事項につき、以下に述べる体制が決議時点で有効に存在することを確認のうえ、かかる体制を継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。

1. 監査委員会の職務の執行に関する事項

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務執行を補佐するため、取締役会の決議にもとづき、監査委員会を補佐する者を置く。この者は、監査委員の指示のもと、自ら、あるいは、関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査委員会を補佐して実査・往査を行う。

(2) 前号の取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、ならびに当社の監査委員会の前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号に定める監査委員会を補佐する者は当社の従業員であり、その選任及び解任につき監査委員会の同意を要する。また、この者の業績評価は監査委員会がこれを行う。なお、この者は、監査委員会の監督に服し、ソニーグループの業務の執行に関わる役職を兼務しない。

(3) 当社の取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役及び会計参与ならびに使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制、及びソニーグループ各社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

監査委員会が選定した監査委員は、当社の他の取締役、執行役及び従業員に対してその職務執行に関する事項の報告を求める権限を持ち、かつ、ソニーグループ各社に対して事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査する権限を持つ。また、監査委員会は、ソニーグループ各社の取締役、執行役及び従業員(以下「ソニーグループ各社の取締役等」という。)の監査委員会への出席及び監査委員会の求める事項の説明を求める権限を持つ。

さらに、監査委員会は、会計、財務報告に関する内部統制、監査に関する事項についての従業員からの苦情(会計及び監査に関する事項についての秘密、匿名の意見表明を含む。)の受領、保存その他の取り扱いに関する手続を確立する権限と責任を持ち、このために必要な事項を執行役に指示する権限を持つ。

これらの責任・権限を踏まえて、当社執行役及び従業員は、取締役会の決議にもとづき、以下に定めるものにつき定期的に、かつ、自らの認識にもとづき、又は、必要に応じて関連するソニーグループ各社の取締役等から報告を受けたうえで、監査委員会に報告する。なお、報告内容の詳細、頻度及び報告担当者は、監査委員会の定めるところに従う。

- ソニーグループの内部統制に関わる部門(内部監査・経理・財務・IR・コンプライアンスその他)及びソニーグループ各社の監査役・監査委員からの直接又は間接の活動報告概要
- ソニーグループの重要な会計方針・会計基準及びその変更(変更前に報告)
- 当社の業績発表の内容及び重要開示書類の内容
- ソニーグループの内部通報制度の運用報告及び受領した通報内容の報告
- 弁護士による米国証券関連法違反等の報告
- 当社の会計監査人の監査パートナーの交代

- 監査委員会が指定するソニーグループ各社における監査役・監査委員及びソニーグループの各地域・各ビジネス領域における内部監査部門の責任者の選解任

執行役は、ソニーグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、自らの認識にもとづき、又は、必要に応じて関連するソニーグループ各社の取締役等から報告を受けたうえで、直ちに当該事実を監査委員会に報告する。

前記報告事項に加え、当社のCEO及びCFOは、自らの認識にもとづき、又は、必要に応じて関連するソニーグループ各社の取締役等から報告を受けたうえで、米国証券関連法の定めに従い、以下の事項を監査委員会へ報告する。

- ① 当社の財務情報を記録・処理・要約・報告する能力に悪影響を与える合理的可能性のある、財務報告にかかる内部統制の設計及び運用における重要な問題点もしくは欠陥
- ② 重大であるか否かを問わず、当社の財務報告にかかる内部統制において重要な役割を果たすマネジメントもしくは従業員による不正行為

(4) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ソニーグループでは、全ての役員・従業員に対して、会社の方針、事業活動あるいはその他の行為が、法令・規則又は社内規則・方針に違反している（もしくは違反のおそれがある）と確信する場合、その旨を速やかに報告することを奨励しており、このような懸念が速やかに報告され、またその報告が適切に処理されるよう、通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築し、維持する。監査委員会への報告であるかどうかにかかわらず、当社及びソニーグループ各社は、かかる情報をもとに誠実に通報を行った役員・従業員を、公正にまた丁寧に取り扱い、かかる通報者に対する一切の報復措置を許容せず、また、かかる通報者の匿名性を可能な限り維持することに努める。

(5) 当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、監査委員会及び監査委員の職務の執行に関する活動計画及び費用計画を作成し、当社は、かかる活動計画及び費用計画に従い、監査委員会及び監査委員が行った活動にともない発生した費用を負担する。これらの費用には、監査委員会が必要に応じてその職務の遂行のために利用する外部コンサルタント、外部弁護士、もしくはその他の外部専門家の費用も含まれる。

(6) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、ソニーグループの財務報告にかかる内部統制の有効性を評価するうえで、ソニーグループの内部統制に関わる部門及びソニーグループ各社の監査役と連携している。

監査委員会は、会計監査人の監査の相当性ならびに会計監査人の独立性及び適格性につき評価するとともに、会計監査人の監査計画、報酬、非監査業務、及び監査パートナーの交代につき事前に確認・承認している。また、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している監査委員が随時会計監査人より会計に関する報告を受ける。

当社の内部監査部門の責任者の選任及び解任については、監査委員会の事前同意を要する。また、ソニーグループ各社の監査役・監査委員、ソニーグループの各地域における内部監査部門の責任者及びソニーグループの各ビジネス領域における内部監査部門の責任者の選任及び解任については、監査委員会の指定に従い、監査委員会の事前同意又は報告を要する。

2. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびにソニーグループの業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の執行役及び使用人ならびにソニーグループ各社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス統括部門は、ソニーグループ全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンス活動を横断的に推進する機能を有する。また、かかる活動を推進するため、当社のコンプライアンス統括部門と各地域（米州・欧州・日本・東アジア・パンアジア）に設置した地域コンプライアンス統括部門が連携して、ソニーグループ全体のコンプライアンスを確保する体制（以下「コンプライアンスネットワーク」という。）を構築する。

各地域コンプライアンス統括部門は、当社コンプライアンス統括部門を補佐して、担当地域内のソニーグループ各社におけるコンプライアンス体制を整備し、法令・社内規則等の遵守をはじめとするコンプライアンス活動を推進する機能を有する。各地域コンプライアンス統括部門の長たる地域コンプライアンスオフィサーは、担当地域内のソニーグループ各社に対する指示・監督権を含め、かかる機能を実現するために必要な権限を持つ。

かかる体制のもと、当社は、ソニーグループ全体で、企業倫理の重要性の継続的な周知徹底を行う。その一環として、「ソニーグループ行動規範」その他の重要なソニーグループ共通の方針・規則を整備し、当社及びソニーグループ各社の役員・従業員へ継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行う。また、法令・社内規則違反に関する役員・従業員からの報告や問題提起を奨励するための通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を整備し、当社及びソニーグループ各社に導入する。なお、内部通報制度の運営状況については、担当の役員・従業員が定期的に監査委員会へ報告する。

また、当社コンプライアンス統括部門は、前記の活動に加え、コンプライアンスネットワークを活用し、以下の仕組みによるソニーグループ全体のコンプライアンス体制の維持等を通じて、コンプライアンス活動を継続的に推進する。

- ① 「決裁規程」（後記（2）を参照）及びその他の内部統制による、所定の範囲を超えた権限行使の抑止
 - ② 不正行為に関する当社への報告の義務化
 - ③ コンプライアンスに関する事項の周知徹底、啓発、導入、報告についての当社コンプライアンス統括部門による監督の仕組み
- また、ソニーグループにとっての重要事項が、日本及び米国の証券関連法、米国証券取引委員会（SEC）、当社が上場している証券取引所の規則等に則って適時にかつ正確に開示されることを確保する仕組みとして、当社は「情報開示に関する統制と手続（Disclosure Controls and Procedures）」を構築・維持する。この仕組みの設計・実施・評価に関し、当社のCEO及びCFOを補佐する機関として、社内の関連部門の責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」を設置する。適切かつ適時な開示を確保するため、ディスクロージャーコミッティは、「決裁規程」（後記（2）を参照）及び社内規則である「重要事項開示に関する報告要請」等にもとづき、ソニーグループの主要なビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署から付議／報告された事項について、ソニーグループ全体にとっての重要性を評価したうえで、前記の法令・証券取引所の規則等に照らし、開示の必要性を検討し、CEO及びCFOへ報告してその判断に供する。

(2) 当社の執行役及びソニーグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営を推進することを目的として、法令、定款及び取締役会規定に定める事項を決議し、ソニーグループの業務の執行を監督する。また、その一環として、執行役を含む上級役員の職務分掌を定め、各上級役員が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を上級役員に委任する。各上級役員は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてソニーグループ全体としての経営目標の達成に努め、委任された権限にもとづき、ソニーグループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行う。各上級役員の業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係にない他の上級役員の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該上級役員と協議のうえ、ソニーグループにとって最適選択肢を追求することを原則とし、必要に応じて、双方の領域を管轄又は担当する

上位の上級役員の決定を仰ぐ。

また、各上級役員は、「ソニー株式会社決裁規程」の定めるところにもとづき、下位の役員に、自らの職務の一部を委譲する権限を持つ。また、かかる体制のもと、ソニーグループにとっての重要案件が、ソニーグループ各社から漏れなく当社のマネジメントへ上程され、適切な機関によって意思決定されることを確保するため、当社は、ソニーグループ各社が事前に当社のマネジメントの承認を要する事項及びソニーグループ各社から当該者への報告を求める事項等を明文化した「ソニーグループ決裁規程」を定め、ソニーグループ内に周知徹底する(ただし、上場会社や第三者との合併会社の一部は除く。)。また、当社においても、取締役会、CEOその他の上級役員、又は上級役員から権限委譲を受けた者の事前の承認を要する事項等を明文化し、「ソニー株式会社決裁規程」(以下ソニーグループ決裁規程と併せて「決裁規程」という。)として定め、社内にて周知徹底する。決裁規程により決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスク等に関する十分な情報を入手のうえ、これらを評価し、ソニーグループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行う。

(3) 当社及びソニーグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ソニーグループの各ビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署は、それぞれの担当領域において、定期的にリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のために必要な体制(リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等)の整備・運用を行う。これに加え、当社の執行役を含む上級役員は、ソニーグループにおける自己の担当領域において、ソニーグループに損失を与えうるリスクの管理のために必要な体制(ソニーグループの各ビジネスユニット、子会社、関連会社又は社内部署から必要に応じてビジネスリスクの検討・評価結果の報告を受ける体制を含む。)を構築・維持する権限と責任を有する。その中で、本社機能を担当する執行役は、ソニーグループにおける自己の担当領域に関して、ソニーグループ全体のリスク評価を行う権限と責任を有する。また、これらの実施を確保するために必要なソニーグループ内の体制を構築・維持する権限と責任を有する。グループリスク管理を担当する執行役は、前記各担当における体制の構築・維持を総合的に推進し、管理する。

(4) ソニーグループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ソニーグループ各社の財務状況について、当社の社内規則により当社への定期的な報告(直接又は間接)を義務付けるとともに、前記(2)のとおり、当社は、ソニーグループ各社が事前に当社のマネジメントの承認を要する事項及びソニーグループ各社から当該者への報告を求める事項等を明文化したソニーグループ決裁規程を定め、ソニーグループ内に周知徹底する(ただし、上場会社や第三者との合併会社の一部は除く。)。さらに、前記(1)のとおり、社内規則である「重要事項開示に関する報告要請」等により、ソニーグループの主要なビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署からソニーグループ全体にとって重要と思われる情報について報告を受ける体制を構築する。

(5) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及びソニーグループ各社は、その職務の遂行にかかる文書その他の情報につき、法令及び当社の社内規則に従い適切に保存及び管理を行う。以下の文書については、少なくとも10年間保存する。

- ① 執行役を含む上級役員による決裁
- ② 上級役員より権限を委譲された従業員による決裁
- ③ CEO、CFOの職務執行を直接補佐する会議体の記録

決議日：2019年4月26日

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、取締役会により決議された前記6.の業務の適正を確保するための体制につき、その適切な運用に努めています。当事業年度におけるかかる体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 監査委員会の職務の執行に関する事項

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務執行を補佐する者として、取締役会決議により、監査委員会補佐役を置いています。かかる監査委員会補佐役は監査委員の指示・監督のもと、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、監査委員会を補佐して実査・往査を行っています。また、かかる監査委員会補佐役は、必要に応じて、内部統制に関わる部門（内部監査・経理・財務・IR・コンプライアンスその他）と連携しています。

(2) 前号の取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、ならびに当社の監査委員会の前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会補佐役の選解任については、監査委員会の同意を要することとしています。また、ソニーグループの業務の執行に関わる役職を兼務しない、専任の監査委員会補佐役は、監査委員の指示・監督のもと、前記7.1(1)の業務を遂行しており、その業績評価は監査委員会が行っています。

(3) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び会計参与ならびに使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制、及びソニーグループ各社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

監査委員会又は監査委員が持つ様々な権限や報告を受けるべき内容については、社内規則として明文化し、ソニーグループ内においてその周知徹底に努めています。また、社内規則にもとづき監査委員会が報告を受けるべき内容については、以下を通じて監査委員会に対して適宜、報告が行われています。

- ① 当年度に6回開催した監査委員会での審議
- ② 監査委員会補佐役に行わせる活動（おおよそ月に2回以上開催される重要な経営執行にかかる会議への陪席、年間およそ420件に及ぶ上級役員の決裁書類等の閲覧等）

(4) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ソニーグループは、役員・従業員が、企業倫理に関する懸念を抱いた場合にはこれを報告し、また、どのように行動することが最善かを確認することをはっきりとかつ繰り返して奨励するとともに、誠意をもって不正行為を報告した役員・従業員に報復がなされることのないよう保護することをソニーグループ行動規範その他の社内規則により明文化し、通報者保護に努めています。ソニーグループには、ソニー・エシックス＆コンプライアンス・ホットライン(「内部通報制度」)をはじめとする、企業倫理に関する質問や問題を役員・従業員から随時受け付けている多くの報告・相談窓口があります。内部通報制度は、通常の社内の指揮命令系統から独立して運営されています。内部通報制度の受付窓口は、専門の第三者機関が運営しており、専門の教育を受けたオペレーターが対応にあたっています。また、いつでも、各国の言語で通報することができます。通報にかかる機密は保持され、各国の法令によって認められる限り、匿名で通報することができます。当年度においては、ソニーグループ全体で、内部通報制度を通じて約400件の通報を受け付け、適宜対応しました。

(5) 当社の監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員会及び監査委員の職務の執行に関する活動計画及び費用計画にもとづき、監査委員会及び監査委員が行った活動にともない発生した費用を負担しています。これらの費用には、監査委員会がその職務を遂行するためや職務に必要な知見を獲得・更新するために必要な費用(外部団体への参加費用等)も含まれます。

(6) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、各監査委員又は監査委員会補佐役が直接行う監査活動に加えて、当社の内部監査部門及びソニーグループの内部統制を担当する各部門と連携して行う「組織監査」を行っており、監査委員会又は適宜開催するその他の会議や監査委員会補佐役の活動等を通じて前記各部門より定期的に報告を受け、また必要に応じて調査の依頼をし、その経過及び結果について報告を受けています。さらに、当社の内部監査担当部門は、ソニーグループの財務報告にかかる内部統制の有効性を評価するために実施した監査について、四半期ごとに監査委員会に対して報告しています。

また、当社の内部監査部門の責任者の任免については、監査委員会の事前同意を要件とするとともに、ソニーグループ各社の監査役・監査委員、ソニーグループの各地域における内部監査部門の責任者及びソニーグループの各ビジネス領域における内部監査部門の責任者の選任及び解任については、監査委員会が事前に同意すべき、又は事後に報告を受けるべき者を指定し、それに応じた対応を行っています。さらに、監査委員会は、会計監査人の適格性及び独立性を評価し会計監査人が行う監査の相当性の評価を行うため、以下を実施しています。

- ① 会計監査人からその「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めること
 - ② 期初に監査計画の説明を受けたうえでその内容を確認し、その報酬等に同意をすること
 - ③ 四半期財務報告のレビューを含む期中及び年度末の監査の手続と結果についての報告を受け、その内容の評価すること等
- 本事業報告に添付の監査報告にも記載のとおり、監査委員会は当社の会計監査人による監査の方法及び結果は相当であると評価しています。

2. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびにソニーグループの業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の執行役及び使用人ならびにソニーグループ各社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ソニーグループは、法令を遵守し、倫理的に事業活動を行うことに確固として取り組んでいます。ソニーグループのマネジメントは、自ら範を示し、この取り組みを実行しています。ソニーグループでは、当社のコンプライアンス統括部門と各地域（米州・欧州・日本・東アジア・パンアジア）に設置した地域コンプライアンス統括部門が連携し、コンプライアンスネットワークを構築し、啓発メッセージや社内規則、教育研修、監査を組み合わせ、倫理的な事業活動と法令遵守への取り組みを推進しています。

ソニーグループ行動規範は、ソニーグループのコンプライアンス・プログラムの根幹をなすものであり、重要なテーマやリスク領域に関する核となる価値観や基本方針を定めています。ソニーグループは、役員・従業員が、企業倫理に関する懸念を抱いた場合にはこれを報告し、また、どのように行動することが最善かを確認することをはっきりとかつ繰り返して奨励するとともに、誠意をもって不正行為を報告した役員・従業員に報復がなされることのないよう保護することをソニーグループ行動規範その他の社内規則により明文化し、通報者保護に努めています。ソニーグループには、「内部通報制度」をはじめとする、企業倫理に関する質問や問題を役員・従業員から随時受け付けている多くの報告・相談窓口があります。内部通報制度は、通常の社内の指揮命令系統から独立して運営されています。内部通報制度の受付窓口は、専門の第三者機関が運営しており、専門の教育を受けたオペレーターが対応にあたっています。また、いつでも、各国の言語で通報することができます。通報にかかる機密は保持され、各国の法令によって認められる限り、匿名で通報することができます。

コンプライアンス・プログラム及び内部通報制度の運用状況は、当社の監査委員会に月次で報告され、また、定期的に報告の場が設けられています。なお、当年度においては、ソニーグループ全体で、内部通報制度を通じて約400件の通報を受け付け、適宜対応しました。

また、情報開示については「情報開示に関する統制と手続（Disclosure Controls and Procedures）」を社内規則として明文化し、ソニーグループの主要なビジネスユニット、子会社、関連会社及び社内部署に周知徹底するとともに、この仕組みの設計・実施・評価に関し、当社のCEO及びCFOを補佐する機関として、社内の関連部門の責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」を設置しています。また、社内規則等にもとづきディスクロージャーコミッティに報告等がなされた潜在的な重要事項につき、ソニーグループ全体にとっての重要性を評価したうえで、適用される法令・証券取引所の規則等に照らし、開示の必要性を検討し、CEO及びCFOへ報告しています。さらに、「情報開示に関する統制と手続」については、毎年ディスクロージャーコミッティが中心となって適宜必要な見直しを実施しています。

(2) 当社の執行役及びソニーグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営に関する迅速かつ効率的な意思決定を可能にすべく、ソニー株式会社決裁規程その他の社内規則を明文化し、その周知徹底に努めています。また、同様に、ソニーグループにとっての重要案件が、ソニーグループ各社から漏れなく当社のマネジメントへ上程され、適切な機関によって意思決定されることを確保するため、当社は、ソニーグループ決裁規程を定め、ソニーグループ内に周知徹底しています。さらに、これらの社内規則において、決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスク等に関する十分な情報を入力の上、これらを評価し、ソニーグループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行うことを明文化しており、それらの者はその遵守に努めています。

また、これらの社内規則については、事業環境や経営体制等を踏まえ、適宜見直しを実施しています。

(3) 当社及びソニーグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ソニーグループの各ビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署は、それぞれの担当領域において、定期的にリスクを検討・評価し、損失のリスクの発見・情報伝達・評価・対応に取り組んでいます。当社の執行役を含む上級役員は、自己の担当領域において、ソニーグループに損失を与えうるリスクを管理するために必要な体制の整備・運用を推進しています。また、グループリスク管理を担当する執行役は、関連部門による活動を通じて、ソニーグループのリスク管理体制の整備・強化に取り組んでいます。

(4) ソニーグループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、ソニーグループ決裁規程や「重要事項開示に関する報告要請」等の社内規則により、ソニーグループ各社が事前に当社のマネジメントの承認を要する事項及びソニーグループ各社からの報告を求める事項等を明文化し、それらの周知徹底に努めるとともに、これら社内規則により構築された体制にもとづき、ソニーグループ各社の財務状況やソニーグループ全体にとって重要と思われる情報について、以下を通じて定期的に報告(直接又は間接)を受けています。

- ① 年間予算や中期事業計画の審議・策定に係る会議
- ② 当社やソニーグループ各社における重要な経営執行に係る会議での事業内容の報告
- ③ 当社経理部門での月次の決算情報のとりまとめ 等

(5) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役を含む上級役員の職務の遂行に係る文書その他の情報の保存・管理に係る事項については社内規則として明文化し、その周知徹底に努めており、以下の文書については少なくとも10年間保存するとともに、その他の情報についても、法令及び当社の社内規則に従い適切に保存及び管理しています。

- ① 執行役を含む上級役員による決裁
- ② 上級役員より権限を委譲された従業員による決裁
- ③ CEO、CFOの職務執行を直接補佐する会議体の記録

連結注記表

当社及び当社の連結子会社をあわせて以下「ソニー」とします。

1. 重要な会計方針

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法(以下「米国会計原則」)に準拠して作成しています。ただし、第3項の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

ゲーム&ネットワークサービス分野、音楽分野、ホームエンタテインメント&サウンド分野、イメージング・プロダクツ&ソリューション分野、モバイル・コミュニケーション(以下「MC」)分野、半導体分野及び映画(繰延映画製作費を除く)分野における棚卸資産は、正味実現可能価額(すなわち、通常の事業過程における見積販売価格から、合理的に予測可能な完成又は処分までの費用を控除した額)を超えない取得原価で評価しており、先入先出法を適用している一部の子会社の製品を除き、平均法によって計算しています。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

①市場性のある負債及び持分証券

売却可能証券に区分された負債証券は、その公正価値で計上されており、未実現評価損益(税効果考慮後)は累積その他の包括利益の一部として表示されています。持分証券及び売買目的証券に区分される負債証券は公正価値で計上されており、未実現評価損益は損益に含まれています。満期保有目的の負債証券は償却原価で計上されています。売却可能証券又は満期保有目的の個々の証券について、一時的な減損を認識した場合を除き公正価値まで評価減を損益に計上しています。実現した売却損益は平均原価法により計算し損益に反映しています。

ソニーは、個々の負債証券の一時的でない減損を判定するため、投資ポートフォリオを定期的に評価しています。公正価値

の下落が一時的であるか否かを判断するにあたっては、公正価値が取得原価を下回っている期間及びその程度、発行企業の財政状態、業績、事業計画及び将来見積キャッシュ・フロー、公正価値に影響するその他特定要因、発行企業の信用リスクの増大、ソブリンリスクならびに公正価値の回復が見込まれるのに十分な期間までソニーが保有し続けることができるか否かなどを考慮します。

売却可能証券に区分された負債証券の減損の判定において、公正価値が長期間(通常6ヵ月間)取得価額に比べ20%以上下落した場合、その公正価値の下落が一時的でないとは推定されます。この基準は、その公正価値の下落が一時的でない有価証券を判定する兆候として採用されています。公正価値の下落が一時的でないとは推定された場合でも、下落期間又は下落率を上回る、公正価値の下落が一時的であることを裏付ける十分な根拠があれば、この下落は一時的であると判断されます。一方で、公正価値の下落が20%未満又は長期間下落していない場合でも、公正価値の下落が一時的でないことを示す特定要因が存在する場合には、減損が認識されることがあります。

満期保有目的の負債証券に一時的でない減損が発生した場合、損益に認識される一時的でない減損の金額は、この負債証券を売却する意思があるかどうか、又は償却原価まで価値を回復する前にこの負債証券の売却が必要となる可能性の方が高いかどうかにより左右されます。負債証券がこのいずれかの基準を満たす場合、損益に認識される一時的でない減損金額は、減損測定日における負債証券の償却原価と公正価値の差額全額です。これらの2つの基準を満たさない負債証券の一時的でない減損については、損益に認識される正味金額は償却原価とソニーの将来キャッシュ・フローの最善の見積りを、負債証券の減損前における計算上の実効金利を用いて割り引くことにより計算される正味現在価値の差額にあたる信用損失です。減損測定日における負債証券の公正価値と正味現在価値の差額は累積その他の包括利益に計上されます。一時的でない減損が損益に認識された負債証券の未実現損益は累積その他の包括利益の独立した項目として計上されます。

②容易に算定できる公正価値を持たない持分証券

容易に算定できる公正価値を持たない持分証券について、取得原価から減損を控除し、同じ発行体の同一又は類似投資の観察可能な価格変動(秩序ある取引における)を加減した金額で測定しています。容易に算定できる公正価値を持たない持分証券の価値が下落したと評価され、その下落が一時的でないと判断される場合は投資の減損を認識し、公正価値まで評価減を行います。減損の可否の判定は、経営成績、事業計画及び将来の見積キャッシュ・フローなどの要因を考慮して決定されます。公正価値は、割引キャッシュ・フロー、直近の資金調達状況の評価及び類似会社との比較評価などを用いて算定しています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

有形固定資産の減価償却費は定額法を採用し、これらの資産の見積耐用年数(建物及び構築物については2年から50年、機械装置及びその他の有形固定資産については2年から10年の期間)にもとづき、計算しています。

②営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却せず、年一回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行います。報告単位及び耐用年数が確定できない無形固定資産の公正価値は通常、割引キャッシュ・フロー分析により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー(その支払・受取時期を含む)、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永久成長率、類似企業の決定、類似企業に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定等の多くの見積り及び前提を使用します。

償却対象となる無形固定資産は、主に特許権、ノウハウ、ライセンス契約、顧客関係、商標、販売用ソフトウェア、社内利用ソフトウェア、ミュージック・カタログ、アーティスト・コントラクト及びテレビ放送委託契約からなっています。特許権、ノウハウ、ライセンス契約、商標、販売用ソフトウェア及び社内利用ソフトウェアは、主に3年から10年の期間で均等償却しています。顧客関係、ミュージック・カタログ、

アーティスト・コントラクト及びテレビ放送委託契約は、主に10年から44年の期間で均等償却しています。

(5) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

回収可能性に疑義のある債権に対して貸倒引当金を計上しています。支払いが遅延している債権に対しては、顧客毎に未収額の調査を行うことにより、係争あるいはその他回収可能性の問題を有する顧客を把握しています。貸倒引当金の計算にあたり、過去の回収率に加え継続的な信用リスク評価にもとづいて顧客の信用力を判断しています。

②製品保証引当金

ソニーは、収益認識時点で作品保証引当金を計上しています。製品保証引当金は、売上高、見積故障率及び修理単位あたりのアフターサービス費の見積額にもとづいて計算されています。製品保証引当金の計算に用いられた見積・予測は定期的に見直されています。

(6) その他

顧客との契約から生じる収益

2014年5月、米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」)は顧客との契約から生じる収益に関する会計基準アップデート(Accounting Standards Update、以下「ASU」)2014-09を公表しました。このASUにより、収益認識に関する規定は、多くの特定の産業に関する基準を含め、全て置き換えられました。このASUの適用により、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように収益を認識することが要求されます。

ソニーはこのASUを、2018年4月1日に開始する第1四半期より、適用日時点で完了していない契約への累積的影響額を適用開始期間の期首の利益剰余金で調整する方法(以下「修正遡及法」)によって適用しました。

このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響は重要ではないものの、いくつかの分野においてこれまでの米国会計原則と比較して収益認識に影響を与えます。これらのうち相対的に影響が大きい分野は、次のとおりです。

映画分野において、(1) 映画製作及びテレビ番組制作における現行契約の特定の更新又は延長に関連して、そのライセンス収益は、契約が更新又は延長された時点ではなく、顧客がライセンスを使用してコンテンツから便益を受けられるようになる時点で認識されることとなり、収益認識時点は遅くなりました。また、(2) 象徴的な知的財産(例えば、ブランド、商標、ロゴ)に対するミニマムギャランティにかかるライセンス収益は、ライセンス期間が開始した時点ではなく、ライセンス期間にわたり認識されます。MC分野において、インターネット関連サービス事業における契約獲得の増分コストが資産として認識され、契約期間にわたり償却されることとなりました。

上記に加え、例えば返品権付きの販売のように、このASUのいくつかの変更によって、収益及び費用の認識時点に影響は無いものの連結計算書類における表示の変更が行われました。

金融資産及び金融負債の認識及び測定に関する改訂

2016年1月、FASBは金融資産及び金融負債の認識及び測定に関する既存の要求を変更するASU 2016-01を公表しました。この改訂は主に、連結子会社及び持分法適用会社への投資を除く持分証券を、損益を通じて公正価値で測定することを要求しています。しかしながらこのASUは、容易に算定できる公正価値を持たない持分証券については、取得原価から減損を控除し、同じ発行体の同一又は類似投資の観察可能な価格変動(秩序ある取引における)を加減した金額で測定することを認めています。ソニーは、2018年4月1日からこのASUを適用しています。このASUの適用により、ソニーは従来売却可能証券として区分していた持分証券に係る未実現評価損益(税効果考慮後)を累積その他の包括利益から利益剰余金に15,526百万円振替えました。また、連結損益計算書上、金融分野において連結会計年度末に保有する持分証券の再評価による価値の変動は金融ビジネス収入に計上し、金融分野を除くその他の分野における保有に係るものは持分証券に関する利益(純額)に計上しています。

棚卸資産以外の資産のグループ内の移転

2016年10月、FASBは法人税等の会計処理に関するASU 2016-16を公表しました。このASUでは、棚卸資産以外の資産のグループ内の移転が起きた場合に、法人税等を認識することを要求しています。従来の米国会計原則では、棚卸資産以外の資産の移転に関する法人税等は、第三者に資産が売却されるまで認識しませんでした。このASUは、その累積的影響を適用開始期間の期首の利益剰余金で調整する修正遡及法により適用することが求められます。ソニーは、2018年4月1日からこのASUを適用しています。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありませんでした。

純期間退職・年金費用及び退職後給付費用の表示

2017年3月、FASBは純期間退職・年金費用を勤務費用と他の項目に分けて表示するASU 2017-07を公表しました。このASUは、勤務費用に従業員の給与と同様に営業利益に含めて表示又は資産計上することを要求する一方で、純期間退職・年金費用の他の項目を営業外損益として表示し資産化しないことを要求しています。ソニーは、2018年4月1日からこのASUを適用しています。適用に関して、純期間退職・年金費用を勤務費用と他の項目に分けて表示する変更については遡及適用が求められ、勤務費用のみを資産計上する変更は適用年度から将来に向かって適用されます。このASUの適用がソニーの業績及び財政状態に与える重要な影響はありませんでした。

新会計基準の適用による、2018年4月1日時点の連結貸借対照表に対する累積的影響額は、以下のとおりです。

区分	金額(百万円)				
	2017年度末 (2018年3月31日)	新会計基準の適用による累積的影響額			2018年度期首 (2018年4月1日)
		ASU2014-09	ASU2016-01	ASU2016-16	
(資産の部)					
流動資産					
受取手形及び売掛金	1,061,442	△2,993	—	—	1,058,449
貸倒及び返品引当金 *	△48,663	25,114	—	—	△23,549
棚卸資産	692,937	△12,404	—	—	680,533
未収入金	190,706	9,628	—	—	200,334
前払費用及びその他の流動資産	516,744	△5,520	—	—	511,224
繰延映画製作費	327,645	7,647	—	—	335,292
その他の資産					
繰延税金	96,772	△326	—	—	96,446
その他	325,167	1,068	—	—	326,235
資産合計	19,065,538	22,214	—	—	19,087,752
(負債の部)					
流動負債					
未払金・未払費用	1,514,433	△3,290	—	—	1,511,143
その他 *	610,792	31,777	—	—	642,569
固定負債					
繰延税金	449,863	—	—	△14,680	435,183
その他	278,338	10,525	—	—	288,863
負債合計	15,409,171	39,012	—	△14,680	15,433,503
(資本の部)					
当社株主に帰属する資本					
利益剰余金	1,440,387	△16,798	15,526	9,248	1,448,363
累積その他の包括利益	△616,746	—	△15,526	—	△632,272
非支配持分	679,791	—	—	5,432	685,223
資本合計	3,647,157	△16,798	—	14,680	3,645,039
負債及び資本合計	19,065,538	22,214	—	—	19,087,752

* 新会計基準の適用により、返品関連の科目を評価性引当金から負債勘定に振替えています。それにともない、連結貸借対照表上の当該科目の名称を、「貸倒及び返品引当金」から「貸倒引当金」に変更しています。

2. 連結貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

有価証券	15,437百万円
投資有価証券	420,424百万円
銀行ビジネスにおける住宅ローン	412,560百万円

②担保に係る債務

短期借入金	563,432百万円
長期借入債務	200,003百万円

上記のほか、国内の金融子会社において内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として簿価8,822百万円の投資有価証券を差し入れています。

(2) 保証債務等

主に、関連会社等の銀行借入等に対する保証であります。

保証債務	2,531百万円
------	----------

3. 連結資本変動表関係

当年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

普通株式	5,820,800株
------	------------

※当社は、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準にもとづき連結計算書類の一部として資本勘定の期中の動きを表示した連結資本変動表を作成し、包括利益とその内訳を開示しています。包括利益とは資本取引以外の資本勘定の増減と定義され、当期純利益とその他の包括利益からなっています。その他の包括利益には外貨換算調整額等の増減額が含まれています。

当社は、会社計算規則第96条に定める連結株主資本等変動計算書の開示要求を考慮し、連結資本変動表を開示しています。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融分野を除くソニーの事業活動に必要な資金は、金融資本市場及び金融機関から社債及び借入等で調達しています。また、余剰資金については安全性の高い金融資産で運用しています。ソニーでは為替予約、通貨オプション契約及び金利スワップ契約等のデリバティブ契約を締結していますが、これは主に為替変動リスク、キャッシュ・フロー変動リスクを軽減することを目的としており投機的な取引は行っていません。金融分野は保険料収入及び銀行ビジネスにおける顧客預金を主な資金の源泉として、安定的な投資収益の確保のため有価証券及び融資などの投資を行っています。これらの金融資産・負債は金利・株価・為替等の変動リスクに晒されているため、適正なバランスを保つことを目的に、資産負債の総合管理を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金・預金及び現金同等物、コールローン、定期預金、受取手形及び売掛金、コールマネー、短期借入金、支払手形及び買掛金、銀行ビジネスにおける顧客預金は主として短期取引であり、おおむね公正価値で計上されているため、下記の表から除いています。

(単位：百万円)

	簿価	公正価値	差額
有価証券及び投資有価証券	10,896,719	12,957,274	2,060,555
銀行ビジネスにおける住宅ローン	1,685,504	1,861,384	175,880
資産計	12,582,223	14,818,658	2,236,435
長期借入債務(1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を含む)	740,833	737,529	(3,304)
生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資勘定	816,903	877,157	60,254
負債計	1,557,736	1,614,686	56,950
デリバティブ取引	(22,336)	(22,336)	—

(注) 1. デリバティブ取引により発生した資産・負債は純額で表示しており、合計で債務となる場合は()で表示しています。

2. 容易に算定できる公正価値を持たない持分証券は、「有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産について記載すべき重要なものはないため開示を省略しています。

6. 1 株当たり情報に関する注記

基本的 1 株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (普通株式)
723円41銭

株主資本等変動計算書(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	865,678	1,079,371	1,072	34,870	668,447	△4,530	2,644,907
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	8,613	8,613					17,226
剰 余 金 の 配 当					△38,015		△38,015
当 期 純 利 益					15,127		15,127
自己株式の取得						△100,177	△100,177
自己株式の処分			1			3	4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	8,613	8,613	1	－	△22,888	△100,174	△105,835
当 期 末 残 高	874,291	1,087,984	1,073	34,870	645,559	△104,704	2,539,072

(単位：百万円)

	評価・換算差額等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	31,618	10,519	2,687,044
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			17,226
剰 余 金 の 配 当			△38,015
当 期 純 利 益			15,127
自己株式の取得			△100,177
自己株式の処分			4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,482	993	10,476
当 期 変 動 額 合 計	9,482	993	△95,359
当 期 末 残 高	41,101	11,512	2,591,685

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等にもとづく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却

原価は移動平均法により算定)

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	15～50年
機械及び装置	4～10年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)にもとづく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間(3年)にもとづく定額法によっています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定債権に対する取立不能見込額と、一般債権に対する貸倒実績率により算出した金額との合計額を計上しています。

②賞与引当金

執行役及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額にもとづき計上しています。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

④パソコン回収再資源化引当金

家庭系使用済パソコンの回収及び再資源化の支出に備えるため、売上台数を基準として支出見込額を計上しています。

⑤債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等にかかる損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。

(4) 繰延資産の処理方法

支出時の費用として処理しています。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用しています。

2. 表示方法の変更に關する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用にともなう変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。この結果、前事業年度の貸借対照表(ご参考)において、「流動資産」の「繰延税金資産」に表示していた15,620百万円及び、「固定負債」の「繰延税金負債」に表示していた8,942百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」6,678百万円として組替えています。

3. 貸借対照表に關する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	394,814百万円	
長期金銭債権	744,721百万円	
短期金銭債務	77,826百万円	
長期金銭債務	603百万円	
- (2) 固定資産の圧縮記帳実施額

国庫補助金等	一百万円	
	(累計額 362百万円)	
保険金等	一百万円	
	(累計額 25百万円)	
- (3) 退職給付引当金と相殺表示している退職給付信託における年金資産額

	年金資産控除前 退職給付引当金	退職給付信託に おける年金資産額
退職一時金制度	72,005百万円	7,164百万円
企業年金基金制度	26,960百万円	10,448百万円
- (4) 保証債務等

債務保証契約	408,389百万円	
経営指導念書等の差入れ※	723百万円	

※経営指導念書等は、関係会社の信用を補完することを目的とした関係会社との合意書が主なものです。

4. 損益計算書に關する注記

- 関係会社との取引高
- 営業取引による取引高
- | | | |
|-----------------|------------|--|
| 売上高 | 156,372百万円 | |
| 受取配当金 | 200,121百万円 | |
| 仕入高 | 70,753百万円 | |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 175,482百万円 | |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当年度末における自己株式数

普通株式 20,483,474株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年4月27日 取締役会	普通株式	18,981百万円	15円	2018年3月31日	2018年5月30日
2018年10月30日 取締役会	普通株式	19,034百万円	15円	2018年9月30日	2018年12月3日

②基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年4月26日 取締役会	普通株式	25,015百万円	利益 剰余金	20円	2019年3月31日	2019年5月29日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

投資その他の資産

繰延税金資産

関係会社株式等	197,621百万円
繰越欠損金*1	121,263百万円
貸倒引当金	71,571百万円
退職給付引当金	27,678百万円
その他	24,205百万円
繰延税金資産小計	442,338百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額*1	△105,683百万円
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△317,430百万円
繰延税金資産合計	19,225百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△18,088百万円
その他	△421百万円
繰延税金負債合計	△18,509百万円

繰延税金資産の純額 716百万円

(注) *1 2019年3月31日現在の税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額は121,263百万円であり、2019年度から2028年度までの間に繰越期限が到来します。
なお、翌事業年度以降の課税所得と相殺できない部分については、貸借対照表上の繰延税金資産の算定にあたり、評価性引当額として繰延税金資産の金額から控除しています。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ソニーエナジー・デバイス(株)	所有 直接100.0%	資金取引	資金の回収(※1)	29,299	長期貸付金(※2)	181,329
	ソニーオプティーク(株)	所有 直接99.0% 間接1.0%	資金取引	資金の貸付(※1)	379	長期貸付金(※3)	42,033
	ソニーセミコンダクタ マニュファクチャリング(株)	所有 間接100.0%	債務保証	債務保証(※4) 保証料の受取(※4)	33,168 30	その他流動資産	30
	Sony Americas Holding Inc.	所有 直接100.0%	資金取引	増資の引受(※5) 資金の回収(※1) 利息の受取(※1)	113,630 42,000 1,769	— 長期貸付金 その他流動資産	— 354,000 945
	Sony Capital Corporation	所有 間接100.0%	債務保証	債務保証(※6) 保証料の受取(※6)	52,069 106	その他流動資産	106
	Sony Europe B.V.(※7)	所有 間接100.0%	債務保証	債務保証(※8) 保証料の受取(※8)	82,073 78	その他流動資産	77
	Sony Global Treasury Services Plc	所有 間接100.0%	為替・資金取引 債務保証	資金の回収(※1) 利息の受取(※1)	237,189 572	預け金 その他流動資産	235,303 121
				資金の回収(※1) 利息の受取(※1)	24,000 997	長期貸付金 その他流動資産	156,000 258
				債務保証(※9) 保証料の受取(※9)	100,191 231	その他流動資産	233
				経営指導念書等の 差入れ(※10)	723	—	—

(注)上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていません。課税取引にかかる期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 預け金、貸付金及び借入金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しています。
- ※2 長期貸付金の期末残高に対して181,329百万円の貸倒引当金を計上しています。なお、当事業年度において戻入額29,299百万円を計上しています。
- ※3 長期貸付金の期末残高に対して42,033百万円の貸倒引当金を計上しています。なお、当事業年度において繰入額379百万円を計上しています。
- ※4 電子手形等につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料(30百万円)を受領しています。
- ※5 子会社が行った増資を全額引き受けています。
- ※6 フィルムファイナンス及びリース契約等につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料(106百万円)を受領しています。
- ※7 2019年3月29日にSony Europe B.V.を存続会社、Sony Europe Limitedを消滅会社とする吸収合併を行いました。
- ※8 資金の借入等につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料(78百万円)を受領しています。
- ※9 リース契約及び契約債務履行等につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料(231百万円)を受領しています。
- ※10 契約債務履行及び為替取引に対する信用補完を行ったものです。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	平井 一夫	被所有 直接0.0%	当社取締役	新株予約権の 行使(*1)	1,643	—	—
	吉田 憲一郎	被所有 直接0.0%	当社代表執行役	新株予約権の 行使(*1)	579	—	—
	十時 裕樹	被所有 直接0.0%	当社代表執行役	新株予約権の 行使(*1)	17	—	—
	神戸 司郎	被所有 直接0.0%	当社執行役	新株予約権の 行使(*1)	14	—	—
	勝本 徹	被所有 直接0.0%	当社執行役	新株予約権の 行使(*1)	16	—	—
	鈴木 智行	被所有 直接0.0%	当社執行役(*2)	新株予約権の 行使(*1)	79	—	—
	今村 昌志	被所有 直接0.0%	当社執行役(*2)	新株予約権の 行使(*1)	14	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 2008年6月20日、2009年6月19日、2010年6月18日、2011年6月28日、2012年6月27日、2013年6月20日、2014年6月19日及び2015年6月23日に開催された定時株主総会の特別決議により発行した会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづく新株予約権の権利行使となります。なお、取引金額は当社に対する払込資本の金額であり、権利行使額に権利付与額を加算した金額を開示しております。
- *2 2018年6月19日付で当社執行役を退任したことにより、関連当事者に該当しなくなっております。なお、上記の取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,062円91銭
1 株当たり当期純利益	11円94銭

9. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制適用会社です。

10. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の増資引受)

当社は、米国持株会社の資本構造の最適化を図る目的として、
下記のとおり子会社による増資の引受を決議しました。

(1) 発行会社名	Sony Americas Holding Inc.
(2) 増資払込額	900百万米ドル
(3) 払込時期	2019年5月9日